

《平成18年3月8日（水）第12回社会保険事業運営評議会》

資料1-2

平成18年度

社会保険事業計画
(案)

社会保険庁

目 次

	頁
I. 事業運営方針 -----	1
II. 実施計画 -----	5
1. 適用事務に関する事項 -----	6
2. 保険料等収納事務に関する事項 -----	11
3. 保険給付事務に関する事項 -----	17
4. 年金相談等の充実に関する事項 -----	22
5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項 -----	24
6. 業務全般に関する事項 -----	26
III. 月次計画 -----	37
(1) 新規事業計画 -----	38
(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画 -----	43
(3) 会議計画 -----	46
(4) 広報計画（本庁実施分） -----	47
(5) 監察等計画（本庁実施分） -----	48
(6) 研修計画 -----	49
(7) 保険局・年金局・地方厚生局関係 -----	53
IV. 翌年次以降を含めた年次計画（参考） -----	57
V. 附属参考資料 -----	61

I . 事 業 運 營 方 針

事業運営方針

社会保険制度は、国民が安心して生活をしていく上で、揺るがすことのできない社会基盤の根幹であり、いわば、国の基礎の一つである。

また、近年、幾多の制度改正を経て、複雑かつ高度なものとなり、長い歳月を重ねて成熟度を増し、少子高齢化社会を迎えて、財政規模もそのシステムも、大規模化の一途を進んでおり、これを、正確にかつ効率的に運営することは、極めて重要な課題である。

社会保険庁の業務の抜本改革については、平成16年8月に、社会保険庁改革推進本部を発足させ、同年秋には、80項目の「緊急対応プログラム」をとりまとめるとともに、「社会保険庁は変わります」宣言を発表し、①国民サービスの向上、②予算執行の透明性の確保、③個人情報保護の徹底、④保険料徴収の徹底、⑤組織の改革の5つの柱にわたる業務改革に取り組んだ。

また、平成17年5月に、内閣官房長官の下に設置された「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の最終とりまとめにおいて、平成20年10月を目途とする組織改革案がとりまとめられたことを踏まえ、平成17年6月には、「社会保険庁は変わります」宣言（PART2）を公表し、平成17年度から19年度までの3年間を「改革のセカンドステージ」と位置づけ、年金新組織が発足するまでの間に、社会保険庁をどのように変えていくかを国民の皆様にも明らかにし、その実現に向けて精一杯努力していくことを約束した。

具体的には、平成17年9月に、厚生労働大臣の下に置かれた「社会保険の新組織の実現に向けた有識者会議」の議論を経て、「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取り組み～」として、120項目の取組とともに、次の到達目標を掲げたところであり、平成18年度事業計画においては、これに沿った取組を進める。

この際、社会保険庁の第一線機関である社会保険事務所と社会保険事務局においては、次の到達目標のうち、とりわけ、国民年金の保険料の収納率の向上対策を最優先の課題として、人材と資源を振り向け、全力を注ぐこととする。

（1）最重要課題の3分野

①＜国民サービスの向上＞

行政サービスのトップランナーとなるべく、国民のニーズに的確に対応した、よりきめ細やかで迅速なサービスの提供を実現する。

（到達目標）

- お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、

高い満足度を得られるサービスを実現する。

- 社会保険事務所等に直接お越しただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報提供の充実等に取り組む。
 - ・ 電話相談の応答率を、できる限り早期に8割以上に向上させる。
 - ・ 各種通知書等について分かりやすい内容に改めることにより、相談・苦情を3割削減。
 - ・ ポイント制の導入（平成20年4月）に先立って、年金個人情報をお知らせするサービスの充実を図る。
- すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。
- すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する。
- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化を図る。
- 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る。
- お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。
- 政管健保公法人の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。
- 企業において効率的に事務が実施されるための対応を推進する。

②＜年金制度の周知徹底＞

公的年金の意義・役割・有利性を分かりやすくお伝えし、公的年金に対する国民の幅広い理解を得る。

（到達目標）

- 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。
- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。

③＜保険料収納率の向上＞

負担能力に応じた公平な保険料負担を徹底し、公的年金制度の安定的な運営を図るための対策を強化する。

（到達目標）

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。
- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。

- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
 - ・口座振替率を平成19年度までにクレジットカード払いを含め、50%に向上させる。
- 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。
- 免除申請者の負担軽減を図るとともに、免除を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。
- 市町村及び各種団体との新たな連携・協力体制を確立する。
- 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する
- 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

(2) 更なる対応を進める3分野

④ <予算執行の無駄の排除>

最も無駄のない役所を実現する。

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。
- システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコスト（初期コスト＋ランニングコスト×耐用年数）の低減及び業務運営の合理化を図る。

⑤ <個人情報保護の徹底>

個人情報保護への認識が徹底された職場を実現する。

(到達目標)

- 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

⑥ <意識改革の徹底>

業務改革・組織改革を着実に実行するための基盤となる職員一人ひとりの意識改革を実現する。

(到達目標)

- すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

社会保険制度は、国民の安心と生活の安定を支えるセーフティネットとしての役割を担う重要な制度であるため、平成18年度社会保険事業計画においても、国民の信頼に応えられるよう、全力を挙げて、事業運営に取り組むこととする。

Ⅱ．実 施 計 画

【目標】は、厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」の記述
（但し、6（1）（2）（5）（6）は、社会保険庁が定める独自の目標）

【計画】中、「※」の付されている項目は緊急対応プログラム又は業務改革プログラムの事項

「数値目標」

- ・厚生労働省が定める「社会保険庁が達成すべき目標」に盛り込まれた数値目標を計上している。

「計画数値」

- ・社会保険庁が自ら定める努力目標として、計画の進捗管理を数値により行うために示すもの。平成18年度に実施する計画（予定）数値を計上している。

「見込数値」

- ・事業計画として、業務の規模をつかめるように示すもの。経済情勢等に左右され、保険者努力が反映されにくい数値について、平成18年度の見込数値を計上している。

1. 適用事務に関する事項

(1) 国民年金の適用の適正化

【目標】 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。

〔数値目標〕 届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数：前年度を下回る

【計画】

① 20歳到達者の完全適用

- ア 住民基本台帳ネットワークシステムから取得した20歳到達者の中から、基礎年金番号が付番されていない新規適用者を抽出し、基礎年金番号を付番するとともに、適用勧奨状を送付して届出手続の勧奨を実施する。
- イ 届出勧奨をしても加入手続を行わない新規適用者に対しては、職権により資格取得処理を行い、年金手帳を送付し、20歳到達者の完全適用を行う。
- ウ 住民基本台帳ネットワークシステムに収録されていない20歳到達の在日外国人を把握する方法を検討する。

② 転職者等の種別変更の届出励行

- ア 事業主説明会等における被保険者に係る種別変更等の届出等の促進に係る周知を行う。
- イ ハローワークとの連携により、失業者に対し、種別変更の手続きの周知を図る。※
- ウ 国民年金事務指導員による届出励行を実施する。
- エ 国民年金委員の活用による届出等の広報を行う。
- オ 第2号被保険者情報及び被扶養配偶者情報による第1号・第3号被保険者への種別変更の届出勧奨並びに職権適用を含めた早期適用を実施する。
- カ 国民年金の被保険者資格喪失後に一定期間を経過しても厚生年金保険等への加入の届出がない者に対し、種別変更の手続に誤りがないか、確認を行う。＜新規＞

③ 市町村との連携

- ア 国民健康保険の保険者との連携による国民年金未手続者に対する届出勧奨等を実施する。
- イ 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国民年金と国民健康保険の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を強化することを検討する。※＜新規＞
- ウ 市町村を経由して提出される国民年金関係の届書等について、市町村から磁気媒体により報告を受けることを検討するため、システム開発に係る費用対効果等を検証した上で、一部の市町村でその準備を進める。※＜新規＞

	18年度計画	16年度実績
計画数値		
・各種届出の届出遅れに係る 勸奨状送付件数	3,619,854件	4,009,651件
・20歳到達者の適用率 (住民基本台帳ネットワークにより把握したもの)	100%	100%

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の適用の適正化

【目標】厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。

〔数値目標〕適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上

【計画】

① 未適用事業所の適用促進

ア 法人登記申請書、雇用保険の適用事業所情報等を活用し、未適用事業所を把握する。

イ 未適用事業所の事業主に対し、社会保険労務士等による巡回説明を実施する。

ウ 一定規模以上の従業員を使用する未適用事業所を対象として、重点的な加入指導を行うとともに、職権適用を実施する。また、一定規模以上については、次のとおり拡大する。※<拡充>

	平成17年度	平成18年度
重点的な加入指導対象	15人以上	10人以上
職権適用対象	20人以上	15人以上

エ 平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した適用促進業務に係る市場化テストのモデル事業（未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務に限る。）の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、全国的な展開を目指して平成18年度は104か所の社会保険事務所に拡大する。※<拡充>

オ その他、船員保険については、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船舶所有者情報、船員法適用船舶所有者名簿等を活用し、未適用船舶所有者を把握する。また、漁船被保険者に係る失業（保険）部門の適用について実態調査を実施する。

② 適用事業所に対する指導及び事業所調査

ア 適用事業所の事業主に対し、被保険者等に係る届出を適正に行うよう指導する。特に、資格取得届の届出漏れ等が多くなる傾向にある短時間就労者、高齢就労者、外国人就労者等や平成15年度から被保険者ごとに届出が必要となった賞与に係る届出の指導について、重点的に行う。

イ 医療費の適正化を図る観点からも、被保険者資格喪失届等への確実な被保険者証の添付を指導する。

ウ 適正な届出の指導が特に必要と見込まれる上記の就労者が多い事業所等に対する重点的な調査や賞与支払届を提出しない事業主に対する調査を実施する。

エ 解散や休業を理由とする全喪届受付時に、当該事実を確認する添付書類を求めるなど事業実態の的確な把握に努め、違法な脱退を防止する。

オ その他、船員保険独自の取り組みとして、地方運輸局等からの雇入公認申請書による船員情報を活用し、適正な届出の指導を行う。

カ 当面、平成19年度までに全体の15%以上の適用事業所から電子申請・磁気媒体での届出が行われるよう、利用促進に係る取組を実施する。※<新規>

		1 8 年度計画	1 6 年度実績
計画数値	・ 新規適用事業所数		
	厚生年金保険	前年度を上回る	58,265所
	政府管掌健康保険	前年度を上回る	57,945所
	船員保険	前年度を上回る	144所
	・ 巡回説明実施事業所数		
	厚生年金保険・政府管掌健康保険	43,616所	48,765所
	・ 重点加入指導実施事業所数		
	厚生年金保険・政府管掌健康保険	5,612所	3,513所
	・ 事業所調査効果件数		
	[資格得喪関係]		
厚生年金保険	前年度を上回る	64,066件	
政府管掌健康保険	前年度を上回る	55,228件	
[標準報酬月額関係]			
厚生年金保険	前年度を上回る	78,477件	
政府管掌健康保険	前年度を上回る	70,680件	
見込数値	・ 全被保険者資格喪失事業所数		
	厚生年金保険	39,000所	46,092所
	政府管掌健康保険	37,000所	43,915所
	船員保険	200所	218所
	・ 適用事業所数		
	厚生年金保険	1,658,000所	1,631,671所
	政府管掌健康保険	1,521,000所	1,498,226所
	船員保険	6,100所	6,347所
	・ 賞与支払事業所数（年度延数）		
	厚生年金保険	1,953,638所	1,957,551所
	政府管掌健康保険	1,659,519所	1,671,868所
	船員保険	4,145所	4,199所
	・ 資格取得被保険者数		
	厚生年金保険	5,869,747人	6,453,507人
	政府管掌健康保険	4,742,171人	4,529,561人
	船員保険	27,028人	25,210人
	・ 資格喪失被保険者数		
	厚生年金保険	5,584,362人	6,069,532人
	政府管掌健康保険	4,181,465人	4,401,356人
	船員保険	23,310人	26,228人
・ 被保険者数			
厚生年金保険	32,851,000人	32,491,043人	
政府管掌健康保険	19,223,000人	18,930,749人	
船員保険	63,332人	66,081人	
・ 被扶養者数			
政府管掌健康保険	17,150,761人	16,685,610人	
船員保険	94,588人	108,705人	

(3) 基礎年金番号と被保険者記録の適正な管理

【目標】 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。

【計画】

- ① **基礎年金番号による適正な届出の周知**
資格取得届及び住所変更届等の届書が基礎年金番号により適切に行われるよう、事業主に対して適正な届出の励行指導を行う。
- ② **基礎年金番号の適切な払出し**
被保険者資格の新規取得時に、二重付番が行われないよう、疑重複調査確認票による基礎年金番号の照会を徹底する。
- ③ **複数の年金手帳記号番号の計画的整理**
 - ア 平成9年1月前に加入していた国民年金及び厚生年金保険等の年金手帳記号番号を基礎年金番号へ登録するため、平成10年度から平成18年度までの間、年金手帳記号番号を有すると思われる被保険者に対して計画的に照会を行う。
平成18年度においては、昭和43年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者を対象とする。
 - イ 被保険者からの回答に基づき年金手帳記号番号を基礎年金番号に登録した結果、国民年金と厚生年金保険の被保険者期間が重複した場合には、その記録整備を行う。
- ④ **被保険者への事前通知による記録整備の拡充**
平成18年3月から社会保険業務センターに新たに専門チームを設置し、58歳到達者に対する年金個人情報提供を通じた本人による記録確認に基づき、年金加入記録の整備を推進する。※<新規>

見込数値		18年度見込	16年度実績
	・他制度加入照会者数	1,874,671件	1,667,352件
	・年金手帳記号番号回答票数	750,000件	662,733件

2. 保険料等収納事務に関する事項

(1) 国民年金の収納率の向上

【目標】国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率（過年度分を含めた納付率）の向上を図る。

〔数値目標〕

平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、

- ・平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率：74.5%
- ・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率：68.7%
- ・口座振替実施率^{注)}：42%

注)「口座振替実施率」とは、「国民年金保険料を納付しなければならない被保険者の人数」に対する「口座振替によって保険料を納付することとしている者の人数」の割合をいう。

【計画】

① 納付督促の実施

ア 社会保険事務所毎に督促による目標納付月数を設定し、督促業務ごとの納付実績に基づく接触・面談件数や効果率、寄与率等を踏まえ策定した年度別行動計画により、確実に納付に結びつく督促等を実施する。

a 催告状…1ヶ月でも未納となった被保険者に対し、納付月数等の納付状況を記載した国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）を送付し、納付意識の喚起を図るとともに、未納保険料の納付を督促する。

b 電話…催告状によっても納付に結びつかない未納被保険者に対し、接触率の達成目標を設定した電話による納付督促を実施する。

c 戸別訪問…催告状及び電話によっても納付に結びつかない未納被保険者に対し、戸別訪問による制度周知、口座振替の促進、保険料収納等について、面談率の達成目標を設定し実施する。

また、職権適用した被保険者に対し、戸別訪問による制度周知及び納付指導を実施する。

d 集合徴収…役場、スーパーなどにおいて、未納保険料の納付相談等、いわゆる集合徴収を実施する。

イ 収納対策強化社会保険事務局の指定を行うとともに、当該事務局に対する重点的な指導・支援を実施し、納付率の改善を図る。

ウ 行動計画の実施結果を分析し、未納者に対する効果的な納付督促の手法の検討・普及等を図る。※

エ 首都圏においては、離職等による第2号被保険者等からの移行及び20歳到達による加入などを契機として、大量に発生する新規未納者に着目した対策を先行的に実施する。 ※<新規>

オ 未納被保険者への戸別訪問による制度周知、口座振替の促進、保険料収納等

の業務に加え、他の国民年金推進員の指導、管理を担う国民年金推進員（スーパーバイザー）制度の導入について検討する。※＜新規＞

② 納めやすい環境づくり

- ア 資格取得時等における口座振替の勧奨及び口座振替割引制度の広報等により、口座振替の加入促進を図る。特に、未納者に対する戸別訪問等において、口座振替への切替を徹底して勧奨する。※
- イ 平成16年から実施しているコンビニエンスストアやインターネットバンキングによる保険料納付の周知を図り、その利用の促進を図る。※
- ウ クレジットカードによる国民年金保険料の納付について、法的整備を行ったうえで18年度中の実施を図る。※＜新規＞
- エ 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勧奨を徹底する。※＜修正＞

③ 強制徴収の実施

- ア 市町村から提供された所得情報を活用し、所得があるにもかかわらず長期未納の方に対しては強制徴収を行うとともに、その実施規模を拡大する。※
- イ 具体的には、長期未納者に対する「最終催告状」の送付者数を、平成19年度までに年間60万人以上に拡大することを目標に、平成18年度は年間35万人以上とする。＜拡充＞
- ウ 最終催告状を送付して納付督促を行っても、なお納付いただけない方には、「督促状」を送付する。
- エ 督促状を送付して納付督促を行っても、なお納付いただけない方には、財産調査の上、財産の差押えによる滞納処分を行う。

④ きめ細かい情報・サービスの提供

平成17年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を支払ったことを証明する書類を添付等することが義務付けられたことから、その証明書として「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を11月（1月から9月末までに保険料を納付した者）及び2月（9月以前に保険料の納付実績がなく10月から12月末までに保険料を納付した者）に発行し、1年間の納付状況の情報提供を行うことにより保険料納付意識の徹底を図るとともに、当該証明書に係る照会対応のためのコールセンターを設置する。※

⑤ 民間委託

- ア 平成17年度に5ヶ所の社会保険事務所を対象として開始した国民年金保険料収納業務に係る市場化テストのモデル事業（未納者に対する保険料の納付督促、被保険者からの委託に基づく保険料の納付受託、口座振替の獲得、記録の管理及び報告）の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、全国的な展開を目指して平成18年度は35か所の社会保険事務所に拡大する。※＜拡充＞
- イ 電話納付督促業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報

酬等の導入を検討する。※<新規>

⑥ 市町村、各種団体との連携・協力

- ア 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効果的・効率的な対策を推進する。※<拡充>
 - ①一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大
 - ②中間層に対する督励事蹟に基づく納付督励の徹底
 - ③免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大
- イ 市町村の協力の下に、市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納や口座振替の促進を図ることができる方策を検討する。※<新規>
- ウ 商工会及び都道府県商工会連合会を国民年金法に規定する納付受託者に指定し、保険料収納業務の委託について、同意が得られた都道府県商工会連合会から順次実施する。受託した商工会は、商工会での窓口収納並びに経営指導員等の戸別訪問による納付案内、保険料収納及び口座振替の勧奨を実施する。※<修正>
- エ 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼する。※<修正>

⑦ 保険料免除制度、学生納付特例制度、若年層の納付猶予制度等の周知徹底

- ア 障害年金等を受けている場合など、国民年金法で定められた要件に該当すれば当然に保険料が免除される法定免除や、保険料を納めることが経済的に困難な被保険者からの申請に基づき、所得に応じて全額又は半額の保険料納付が免除される申請免除についての周知を図る。
- イ 学生でない若年被保険者からの申請に基づき、本人及び配偶者の所得要件のみで保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度（平成17年4月から新規実施）の周知を図る。
- ウ 学生である被保険者からの申請に基づき、本人の所得要件のみで保険料納付が猶予される学生納付特例制度の周知を図る。
- エ 保険料免除期間及び学生納付特例期間についての保険料の追納勧奨を実施する。
- オ ハローワークとの連携により、失業者に対し特例免除制度の周知を図る。※
- カ 市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には免除制度の利用について申請勧奨を実施する。※
- キ 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを円滑に実施する。※<新規>
- ク 被保険者からの申請に基づいて行う免除等についても、その申請から承認までの審査事務の迅速化を図る。
- ケ 法定免除に該当すると見込まれる方が、保険料納付の免除を希望する場合は、免除の届出手続を省略することを検討する。※<新規>
- コ 被保険者の負担能力に応じて、全額免除又は半額免除以外に新たに4分の1免除及び4分の3免除が追加される多段階免除制度（平成18年7月から新規実施）の周知を行い、円滑な実施を図る。<新規>

計画数値	・ 催告状発行件数	1 8 年度計画 行動計画で定める件数	1 6 年度実績 4, 021 万件
	・ 電話納付督促件数	行動計画で定める件数	649 万件
	・ 戸別訪問件数	行動計画で定める件数	1, 341 万件
	・ 最終催告状発送件数	35 万件以上	31, 497 件
	・ 保険料納付月数	行動計画で定める月数	13, 111 万月
	・ 保険料納付対象月数	行動計画で定める月数	20, 613 万月
	・ 免除件数	行動計画で定める件数	3, 268, 948 件
	・ 若年者納付猶予件数	行動計画で定める件数	(平成 17 年度新規実施)
	・ 学生納付特例件数	行動計画で定める件数	1, 727, 564 件
見込数値		1 8 年度見込	1 6 年度実績
	・ 督促状送付件数	—	3, 637 件
	・ コンビニ収納件数	1, 060 万件	347 万件
	・ 追納件数	640, 618 件	565, 125 件

(2) 厚生年金・健康保険・船員保険の徴収対策の推進

【目標】 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者。）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

〔数値目標〕・保険料収納率

厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保

・口座振替実施率

厚生年金保険：84%以上

政府管掌健康保険：85%以上

船員保険：57%以上

【計画】

① 納期内納入の励行指導

ア 保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の促進を図る。

イ 残高不足等により口座振替不能となった事業所に対しては、再発防止の指導を行う。

ウ その他、インターネット等（マルチペイメントネットワークシステム）を利用した保険料納付も可能であることを周知する。

② 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

ア 保険料納付の督促を早期に着手し、滞納保険料額が大きくなならないうちに保険料の徴収を行う。

イ 滞納事業所の倒産、不渡情報等を早期に把握し、必要に応じて滞納処分の早期着手に努める。なお、滞納処分の実施にあたっては、十分に財産調査を行い、実効のある処分を行う。

ウ 長期又は大口となった滞納事業所等に対する滞納整理については、十分に対策を立て、計画的に実施する。

③ 労働保険との徴収事務一元化の推進

ア 社会保険・労働保険徴収事務センター（平成15年10月に各社会保険事務所に設置）で実施している事務の更なる推進

a 届出の受付

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新申告書の受付を行う。

また、インターネットによる一括申請（7グループ19届出）が可能となっている労働保険の届出について、平成18年10月より新たに徴収事務センターにおける窓口受付も行う〈新規〉

b 事業所説明会の開催

社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新に関する事業所説明会を同時（3月又は4月）に開催し、併せて両保険の適用勧奨、制度改正周知等を実施

c 滞納整理の実施

社会保険と労働保険のいずれの保険料も滞納している事業所（共通滞納事業所）について、納付督促及び差押えなどの滞納処分は社会保険職員が労働保険についても実施

イ インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括申請

- ・社会保険と労働保険の各種届出の共通項目について一括申請（7グループ19届出）の利用促進を図る。

		18年度計画	16年度実績
計画数値	・ 共通事業所調査 （共通調査事業所数）	1,500件	1,132件
	・ 滞納整理 （共通滞納事業所選定数）	前年度を上回る	2,120件
見込数値	・ 保険料等収納額		
	厚生年金保険	207,402億円	194,537億円
	政府管掌健康保険	66,040億円	64,619億円
	船員保険	625億円	652億円
	児童手当	1,321億円	1,319億円
	・ 保険料等調定額		
	厚生年金保険	211,195億円	198,022億円
	政府管掌健康保険	67,563億円	66,220億円
	船員保険	679億円	711億円
	児童手当	1,341億円	1,327億円

3. 保険給付事務に関する事項

(1) 年金給付の的確な実施

【目標】 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数（サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る）

・老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内

（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内）

・遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内

（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内）

・障害基礎年金：3ヶ月以内

・障害厚生年金：3ヶ月半以内

（※ 達成率100%は、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く）

【計画】

① 迅速な決定

ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成17年度における達成状況の公表は平成18年5月目途）※<修正>

イ 年金支給年齢（60歳又は65歳）に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている裁定請求書を本人宛に送付する仕組み（ターンアラウンド方式。平成17年10月より実施。平成18年度より失業給付等との調整に関するパンフレットを同封）により、年金請求者の利便性の向上と年金裁定に要する事務処理日数の短縮化を図る。※

ウ 58歳到達時において年金加入記録のお知らせを本人宛に送付し、事前に年金加入記録を確認していただくことにより、裁定請求時の加入記録の再確認をできる限り不要とし、年金裁定の迅速化を図る。

エ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。※<新規>

② 適正な届出の周知

ア 新規裁定の年金受給者に対する周知

・年金の新規裁定者全員に対するパンフレットの送付

・老齢を支給事由とする年金の新規受給者に対する説明会の実施

イ 老齢厚生年金受給者の現況届の就労情報を活用した資格取得届の届出勧奨

		18年度計画	16年度実績
計画数値	・老齢年金新規受給者への 説明会開催回数	3,415回	3,110回
見込数値		18年度見込	16年度実績
	・新規裁定者あて パンフレット送付件数	2,125,704部	2,076,059部
	・年金給付費		
	基礎年金（国民年金）	156,661億円	139,006億円
	厚生年金	228,716億円	215,380億円
	・年金受給権者数		
	基礎年金（国民年金）	25,356,178人	23,431,323人
	厚生年金	26,716,641人	24,232,672人
	船員保険（新法）	2,155人	2,067人
	・新規裁定受給権者数		
	基礎年金（国民年金）	445,678人	501,317人
	厚生年金	1,749,337人	1,669,807人
	船員保険（新法）	74人	73人

(2) 健康保険の医療費の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値目標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額

- ・ 政府管掌健康保険：内容点検 738円以上 外傷点検 511円以上
- ・ 船員保険：内容点検 1,049円以上 外傷点検 1,067円以上

【計画】

① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

- ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。
- イ 外傷性点検については、業務上及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。
- ウ 点検対象レセプトの抽出についてはレセプト情報管理システムを活用し、効率的な実施に努める。
- エ 各地方社会保険事務局の保有するレセプト点検に関する情報を共有化し、より効果的な点検を行う。＜新規＞
- オ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。
- カ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

- ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。
- イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の確かな債権管理を実施する。

③ 医療費通知

被保険者等に対し12ヶ月分を対象に計画的に医療費通知の送付を行う。

④ 高医療費地域における医療費適正化対策

- ア レセプト情報から事業所毎の医療費特性等の分析を行う。
- イ 分析結果を基に内容点検における重点事項を定めるとともに、社会保険総合健康管理推進事業の重点的事項として、保健師を事業所に派遣し、事業主及び被保険者に対し健康管理及び健康づくり等の認識を喚起させるための指導を行う。

	18年度計画	16年度実績
計画数値		
・被保険者1人あたりレセプト点検効果額		
健康保険（資格点検）	2,107円	2,499円
見込数値	18年度見込	16年度実績
・医療給付費		
健康保険	36,123億円	33,754億円
船員保険	196億円	255億円
・医療費通知件数		
健康保険	27,871,627件	22,170,781件
船員保険	78,857件	74,516件
・負傷原因照会件数	385,115件	385,117件
・求償件数		
健康保険	137,386件	146,672件
船員保険	463件	599件
・求償決定額		
健康保険	6,313,686,180円	8,068,586,780円
船員保険	53,129,223円	62,127,170円
・レセプト点検効果額総額		
健康保険（内容点検）	14,187百万円	14,017百万円
（外傷点検）	9,823百万円	9,703百万円
（資格点検）	40,503百万円	47,458百万円

(3) 健康保険の現金給付の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数（サービススタンダードの達成率100%*の実現を図る）

- ・ 傷病手当金 : 3週間以内
- ・ 出産手当金 : 3週間以内
- ・ 出産育児一時金 : 3週間以内
- ・ 家族出産育児一時金 : 3週間以内
- ・ 埋葬料（費） : 3週間以内
- ・ 家族埋葬料 : 3週間以内

（※ 達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く）

【計画】

① 迅速な決定

「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成17年度における達成状況の公表は平成18年5月目途）※<修正>

② 高額療養費の未申請者へのお知らせ

医療費が高額になった方で高額療養費をまだ申請していない方に対し、申請の案内通知を行う。<新規>

③ 適正な支給

ア 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

イ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

		18年度見込	16年度実績
見込数値	・ 現金給付費		
	健康保険	5,335億円	5,187億円
	船員保険	54億円	54億円
	・ 被保険者1人当たり支給日数（傷病手当金）		
	健康保険	1.27日	1.37日
	船員保険	6.22日	6.24日

4. 年金相談等の充実に関する事項

【目標】被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。

【計画】

①年金相談体制の充実

- ア 社会保険事務所等における待ち時間の解消や勤労者等平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、年金相談について以下のような取組を推進する。※
- ・ 昼休み時間帯における相談の実施※
 - ・ 平日における相談時間の延長※
 - ・ 土日における相談の実施※
 - ・ お盆明けにおける相談時間の延長※
 - ・ 11月の年金週間における平日夜間及び休日の相談の実施※
 - ・ 障害者・高齢者に配慮したファクシミリによる年金相談の実施※
- イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供するとともに、積極的な情報提供や手続のご案内により、手続や相談のためにわざわざ社会保険事務所に来ていただく必要を減らすこと及び予約制による年金相談の実施を含めた対策により、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えるような長時間の待ち時間の解消を図る。
- ウ 平成18年3月から、社会保険事務所等における年金相談に際し、具体的な年金見込額に関する情報提供を行う対象者の範囲を55歳以上から50歳以上に引き下げる。※
- エ 年金電話相談センターについて、「市場化テスト」のモデル事業の結果も踏まえつつ、より効率的・効果的な電話相談の充実方策を講じる。※
- オ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、年金相談センターの増設及び移転・廃止を行う。※
- カ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、ハローワークや市町村の庁舎を活用した相談事業を実施する。※
- キ 年金相談担当者のレベル別研修の実施、年金相談業務のマニュアル作成等により、相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備する。※<新規>
- ク 民間における年金相談を促進する。このため、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修を実施する。※<新規>

②年金個人情報の提供の充実

- ア インターネットによる年金個人情報の提供※
- ・ インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供（平成16年1月から実施）
 - ・ 厚生労働省電子申請・届出システムを利用し、個人認証（公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等）を活用して年金加入記録をイ

インターネットにより提供（平成17年1月末から実施）

- ・社会保険庁独自のID・パスワード認証方式による仕組みを構築し、年金加入記録を即時に回答（平成18年3月末から実施）

イ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の裏面を活用し、国民年金第1号被保険者を対象に前年1年間の各月の年金加入状況を通知する。※

ウ 年金受給が近づいた58歳到達者に対して、被保険者記録を直接本人宛に通知するとともに、希望する方に対しては年金見込み額を別途通知する。※

エ 保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報についての定期的な通知（ポイント制）の導入（平成20年4月から）に向けて、厚生年金保険被保険者及び国民年金第3号被保険者について、平成18年2月から被保険者住所記録の整備を行う。※

オ ポイント制の導入に先立ち、平成18年度中に、被保険者期間の中間点（35歳）において被保険者自身が、自らの年金加入状況を確認できる通知を行う。

※＜新規＞

カ 年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金増加額を示すことにより、任意加入を勧奨することを検討する。

※＜新規＞

		18年度計画	16年度実績
計画数値	・ねんきんダイヤル応答率	80%	(平成17年度新規実施)
	・年金加入状況の通知件数	12,000,000件	(平成17年度新規実施)
	・被保険者記録の事前通知件数	2,117,000件	1,225,000件
見込数値	・年金相談者数（来訪相談者数）	18年度見込 8,380,000人	16年度実績 8,347,087人
	・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	166,000件	147,450件

5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

(1) 保健事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。
特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

〔数値目標〕・健診実施割合

政府管掌健康保険：32%以上（40歳以上の被保険者）

船員保険：38%以上（40歳以上の被保険者）

・事後指導：実施割合が32%以上で、かつ、実施者数が前年度の実績を上回る

【計画】

ア 生活習慣病予防健診事業の実施

- ・一般健診（C型肝炎ウイルス検査を含む）等の実施

イ 社会保険総合健康管理推進事業の実施

- ・健康づくり指導講習会の開催等
- ・心の健康（メンタルヘルス）のための講習会、相談会等の事業を実施
- ・生活習慣病予防健診結果が「軽度異常」「要経過観察」と判定された者に対する保健師を活用した事後指導の実施
- ・健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導管理を受けている者に対する保健師、健康運動指導士等による運動指導等の健康づくり事業等の実施

ウ 被保険者のニーズを踏まえ、生活習慣病予防対策を中心に、健診の受診者の拡大をはじめ、保健事業の充実を図る。※<修正>

エ 医療費分析・他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。※<新規>

	18年度計画	16年度実績
計画数値		
・健診実施者数		
健康保険(40歳以上被保険者)	3,372,800人	2,884,760人
船員保険(40歳以上被保険者)	15,700人	15,456人
・事後指導実施者数	573,994人	501,900人

(2) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施すること。

【計画】

① 年金福祉施設等

ア 年金の福祉施設、政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、中期目標等に沿って当該施設の譲渡等が進められているか把握する。

これらの施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた整理合理化を進める。※<修正>

イ 船員保険の福祉施設については、船員保険制度の在り方の検討結果等を踏まえた更なる合理化を進める。<修正>

② 社会保険病院

社会保険病院については、平成15年度から平成17年度までの3カ年の経営改善計画の実施状況により、各病院の経営実績を評価し、平成18年度において整理合理化計画を取りまとめる。 <修正>

6. 業務全般に関する事項

(1) 国民サービスの向上

【目標】・サービスの向上により、利用者である国民の満足度を向上させる。
・利用者の視点に立ったサービス実現のため、利用者への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

〔数値目標〕「お客様満足度」調査による利用者満足度を向上するよう努める。

	17年7月	18年1月	18年度目標
年金相談窓口 (全体の満足度)	89%	87%	前年同期以上、かつ、全ての事務所が前年同期の全国平均以上
総合相談窓口等 (全体の満足度)	83%	82%	

(注) 数値はアンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。

【計画】

① 分かりやすい情報提供

ア 社会保険庁ホームページを活用して、社会保険庁改革の推進状況を逐次国民に情報提供するとともに、各種窓口の案内や制度の分かりやすい説明、各地域別の情報提供に努める。※

イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供し、混雑の少ない事務所や時間帯での利用を促すとともに、待ち時間をできる限り短縮化するための取り組みを推進する。

ウ 社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁の業務の改善・効率化に関する意見・要望を、広く国民の声対応報告体制により集約し、業務改善に反映する。※

② 窓口サービスの改善

ア 全国の社会保険事務所等の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」を年2回（7月、1月）定期的を実施し、結果を社会保険庁ホームページに公表する。※＜修正＞

イ 利用者のニーズに対応した社会保険サービスを提供するため、本庁及び地方における職員教育の充実を図る。

ウ サービスの提供状況を客観的に評価するため、平成18年度から新たに民間の調査機関による窓口サービス実態調査を定期的を実施する。※＜新規＞

③ 分かりやすい通知書等への見直し

ア 従来、地域により様式及び添付書類が異なっていた各種届書について、様式等の統一化を図る。※＜新規＞

- イ 申請書類等を記入しやすくし、記載すべき内容がわかりやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った各種申請書類等の見直しを行う。※
- ウ 通知書等の見直しに当たっては、社会保険庁LANを活用し、社会保険事務所職員等からの意見を反映させる。また、利用者の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター調査を実施する。※＜新規＞

④ 業務品質の向上

- ア 全国的に統一した業務マニュアルを職員研修等により徹底し、新業務マニュアルの運用開始により、業務品質の標準化を図る。※＜新規＞
- イ 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を図る。※＜新規＞
- ウ 被保険者等からの相談内容が複雑化・多様化していることを受け、社会保険委員等に対して、リアルタイムでニーズに沿った情報を提供するとともに、双方向の情報交換（モニター調査等）が行えるよう、メールによる情報提供・交換体制を整備する。※＜新規＞

⑤ 届出の省略

- ア 年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略する。※＜新規＞
- イ 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握（氏名・住所変更届の省略）に向けた検討を進める。※＜新規＞

⑥ 年金被保険者・受給者カードの検討

- 年金被保険者・受給者カードの導入について、省内関係部局と連携し、セキュリティの確保や技術開発等に要する経費等を考慮しつつ、カードの形態、機能等について幅広く検討を進める。＜新規＞

(2) 予算執行の透明化

【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させること。

【計画】

① 調達コストの削減と透明性の確保

- ア 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札等に付すことを徹底するとともに、調達に係る数値目標に基づき、調達コストの削減に努める。
- イ また、契約事務の適正化のため、随意契約件数の削減に努めるとともに、平成18年3月に策定する契約事務取扱要領に基づく事務処理の徹底を図る。※
- ウ 本庁の調達委員会及び各社会保険事務局の契約審査会において、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。※
- エ 随意契約審査委員会における随意契約のチェック等を的確に実施する。※
- オ 業務に使用する帳票等の標準化・集約化を推進し、調達コストの削減に努めるとともに、平成18年7月より社会保険事務所の契約事務の軽減と在庫管理の徹底を図るためのオーダーリングシステムを導入する。＜新規＞
- カ 平成17年度に導入した事業単位コードを適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理に活用することにより、職員のコストに対する意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討する。※＜拡充＞

② 会計監査の強化

- ア 本庁内部部局、施設等機関及び地方支分部局に対する会計監査は、会計法令に基づいた適正な予算執行を確保する観点から、調達業務の適正処理、会計機関における会計事故防止対策の取り組み状況等に重点をおいて実施する。
- イ 平成20年秋発足予定の年金運営新組織に設置する外部の専門人材を登用した「特別監査官」、「特別監査官補佐」の設置及び監査業務のブロック化の先行実施により、監査体制の強化を図る。＜新規＞

③ 予算・決算の検証

- ア 社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する。※
- イ 予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類するとともに、執行結果を予算要求に反映させる。※＜新規＞

計画数値	・競争入札割合 100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上
	・調達コストの削減 調達計画額の10%以上を削減

(3) 広報活動の推進

【目標】 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

〔数値目標〕 生徒に対する年金セミナーの実施率を全中学・高校数の25%以上とすること。

【計画】

①社会保険事業の効果的な広報

- ア 適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。
- ・テレビ、ラジオを中心とした広報から新聞、ポスター、ホームページ、市町村広報等の活用を中心とした広報の実施
 - ・広報目的や対象に応じた広報媒体を活用した広報の実施
 - ・効果測定を踏まえ、より効果的な広報媒体による広報の実施
- イ 次のような施策目的に沿った周知広報を充実する。
- ・制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報
 - ・年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報
 - ・国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報
 - ・健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報
 - ・インターネットや磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報
 - ・適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報
 - ・政管健保の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報
- ウ 社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進
- エ 平成17年度に作成した「総合カタログ」（国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説）及び「目的別パンフレット」（国民の多様な関心事項に的確に回答）の平成18年度版を作成し、これらの広報素材を元に、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。※＜新規＞
- オ 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信と、子供向けのキッズページを作成し、わかりやすい広報を展開する。※＜新規＞

②年金教育の推進

- ア 学校における年金教育をより一層推進し、中・高校生を対象とした年金セミナーを順次拡充する（教育関係機関との協力・連携、教師向け、生徒向け年金

- セミナー実施校の拡大、年金広報専門員の活動の強化)。※
- イ 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金に係る専門知識を有する民間企業・団体を活用し、大学ごとに年金セミナーを開催する（関係機関への協力を依頼）。※
- ウ 全国の地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座（年金セミナー等）を定期的を開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施する。※＜拡充＞
- エ 平成17年4月から国民の教育について社会保険大学校の活用を図る。※
- ・企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用を資するため、研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載※
 - ・地方社会保険事務局による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）の開催に対する支援

計画数値	18年度計画	16年度実績
・ホームページアクセス数	5,700万件	5,392万件
・前年度実施広報の認知度を上回ること		
・生徒に対する年金セミナーの実施率	25%	22%

(4) 個人情報の保護及び情報の公開

【目標】 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。

【計画】

①個人情報保護

- ア 個人情報保護のため、平成17年度に引き続き、端末操作に必要なカードによる厳重な管理、社会保険庁保有個人情報保護管理規程の職員への徹底、アクセス内容の監視、個人情報にかかわる業務を委託する場合における厳格な委託先の選定と業務の監督等を行う。※
- イ 平成17年4月から施行された行政機関個人情報保護法に基づき、開示請求や訂正請求について本庁及び社会保険事務局に置いた窓口で対応する。※
- ウ 平成17年度から政府管掌健康保険において年2回実施している医療費通知に併せて、行政機関個人情報保護法等に基づいてレセプトの開示請求が可能である旨及びその手続き等について被保険者に情報提供する。※
- エ 全職員を対象として個人情報保護に関する研修を行うことなどにより、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

②情報の公開等

- ア 情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）に基づき、情報の公開を行う。
- イ ホームページ等により、社会保険庁の事業運営状況や予算執行の状況等について公表し、情報提供の充実を図る。

計画数値	・個人情報保護研修受研率	18年度計画 100%	16年度実績 (平成17年度新規実施)
見込数値	・レセプト開示件数	18年度見込 8,686件	16年度実績 5,207件
	・情報公開法に基づく開示請求件数		
	本庁分	37件	113件
	地方分	4,017件	2,107件

(5) 社会保険オンラインシステムの見直し

【目標】 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。

【計画】

① 5年間の業務・システム最適化計画の実施

社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間で、

- ア サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新
- イ データセンターの機能統合などによりシステム運用経費を削減
- ウ 原則、一般競争入札による調達
- エ ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより、費用構造の透明性を強化
- オ システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化
- カ バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保

を実施し、オンラインシステムの刷新を図る。※<新規>

② 平成18年度の取り組み

平成18年度においては、

- ア 次期システムを構築するための基本設計の着手
- イ 端末設備のオープン化を図るためのソフトウェア開発
- ウ 記録管理システム及び年金給付システムで使用している業務サーバの集約を実施。※<新規>

(6) 組織の改革

【目標】 社会保険庁における内部統制（ガバナンス）の強化や事業管理の確保等を図り、また、組織及び人員配置の地域間の格差を是正し、業務に応じた最適配置を図ること。

【計画】

① ガバナンスの強化

- ア 本庁及び地方の各組織において、幹部職員によるガバナンスの強化を図る。
- イ ブロック単位での広域的な取組を推進する。
 - ・ブロック内の調整を担当する事務局を位置づけて、ブロック単位の活動を推進
 - ・大学校やブロック担当事務局と連動したブロック単位研修の実施
 - ・ブロック単位のノウハウの交流、指導・監察の連携
- ウ 数値による事業管理の推進を図る。
 - ・数値による目標や計画を盛り込んだ社会保険事業計画の実施と実績評価※
 - ・国民年金保険料収納に係る行動計画（アクションプログラム）※
- エ コンプライアンス（法令遵守）の推進
 - ・法令遵守について職員が通報できる内部通報制度※
 - ・通報への対応や防止策を検討する社会保険庁法令遵守委員会※
 - ・研修その他の継続的かつ自主的な取組を推進する法令遵守推進者を各組織毎に設置
- オ 社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図る。
 - ・本庁に「社会保険事業運営評議会」を設置（平成16年度～）※
 - ・地方社会保険事務局に「サービス改善協議会」を設置（平成17年度～）※
- カ 意思決定機能を強化するため、平成20年秋発足予定の年金運営新組織に設置する外部の専門人材を登用した「年金運営会議」を先行実施する。＜新規＞
- キ 監査機能を強化するため、平成20年秋発足予定の年金運営新組織に設置する外部の専門人材を登用した「特別監査官」、「特別監査官補佐」の設置及び監査業務のブロック化を先行実施する。＜新規＞

② 人材の育成

- ア 人事交流の活発化を図り、多様な人材が相互に刺激しあい、総合力を発揮できる組織とする。
 - ・本庁と地方との間の人事異動の拡大※
 - ・地方職員の本庁主要ポストへの登用の拡大※
 - ・ブロック内異動を中心とした事務局間の人事異動の拡大
 - ・本省と社会保険庁との人事交流の推進
 - ・他府省と社会保険庁との人事交流の実施＜新規＞
- イ 業務の質（サービス品質）の向上等のため、戦略的な人材育成を推進する。
 - ・本庁と各事務局ごとに研修計画の策定
 - ・社会保険大学校の研修の充実と評価の実施
 - ・各事務局の研修を充実

- ・非常勤職員に対する研修体制の整備
- ・各職員を、「適用」、「保険料徴収」、「給付」、「年金相談」、「システム開発」、「業務指導」等の部門を幅広く経験させた上で、その適性を見極め、いずれかの部門の卓越した知見を有する専門家・熟達者として養成する計画的な人事配置を行う。

特に、システム開発部門に従事する職員については、ITガバナンスの強化を図るため、民間からの中途採用をするなどにより、人材の育成を行う。

<新規>

- ウ 年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、引き続き職員教育を徹底する。※<新規>
- エ 社会保険事業の中で重要課題となっている業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、社会保険大学校による試行的な通信研修を実施する。※<新規>

③ 人事評価制度の実施

現行制度を十分に活用し、民間企業的な能力主義・実績主義に立った新たな人事評価制度を導入する。平成18年度から一定職以上の職員を対象として、本格実施を行う。その他の職員については、試行的に実施した上で、平成19年度から全職員を対象として本格実施を行う。※<新規>

④ 職員の意識改革の推進

- ア 事務局・事務所ごとの主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施する。(平成18年7月に17年度の取組の公表及び長官表彰) ※<修正>
- イ 内部改善提案制度(平成16年10月～)により、日々の業務に携わる職員からの改善提案や、各地域における工夫や成果の相互交流を活発に行い、内部からの改革を推進する。※
- ウ 職員行動規範(平成16年12月策定)により、お客様志向の意識改革を推進する。※
- エ 国民のニーズに対応したお客様志向の社会保険サービスを提供するため、抜本的な見直しを行った体系及びカリキュラムにより、社会保険大学校及び各社会保険事務局等において職員研修を実施する。※

⑤ 人員の最適配置及び事務所等拠点の見直し

- ア 人員配置の地域間格差を是正し、最適な人員資源の配分を実現するため、平成17年度より人員配置の見直し計画を策定し、3か年で実施する。※
- イ 内部ガバナンスの強化及び業務体制の充実を図るための本庁の体制強化を図る。<新規>
- ウ 国民年金保険料の収納体制の強化を図るための大幅な人員シフトを行う。具体的には、平成18年度から2か年で、国民年金保険料の強制徴収のための人員を1,000人増員するとともに、平成18年度に国民年金推進員を570人増員する。<新規>
- エ 社会保険事務所等の配置のアンバランスを是正するため、管轄人口等を踏ま

え、首都圏1都2県において、事務所の統合・分割（3増3減）を実施する。

※＜新規＞

オ わかりやすく効果的な組織づくりを図るため、社会保険事務所の内部組織の標準化を順次進める。＜新規＞

カ 社会保険事務所の庶務課業務の効率化を進める。＜新規＞

⑥ 外部委託の拡大

ア 健康保険給付関係の19届書及び年金給付関係の58届書の入力業務について、外部委託化を推進する。※＜新規＞

イ 新規裁定受給者に送付する年金証書の発送業務について、外部委託化を推進する。※＜新規＞

ウ 平成17年度創設の市場化テストのモデル事業として、平成18年度においては、未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務（104か所の社会保険事務所）、国民年金の保険料収納業務（35か所の社会保険事務所）、年金電話相談業務（2か所の年金電話相談センター）を外部委託する。＜拡充＞

Ⅲ. 月 次 計 画

(1) 新規事業計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
制度共通	1 社会保険事務所における窓口及び審査業務に係る事務処理等の全国標準化	・全国的に統一した業務処理マニュアルを作成するとともに、職員研修等により周知徹底し、業務処理等の全国標準化		☆	○	—	○				○						企 画 課 医療保険課 年金保険課		
	2 社会保険委員へのメールによる情報提供及びモニター調査等の実施	・被保険者等からの相談内容が複雑化・多様化していることを受け、社会保険委員に対して、リアルタイムでニーズに沿った情報をメールで提供するとともに、双方向の情報交換（モニター調査等）を行う。									☆			○			企 画 課		
	3 社会保険業務の業務・システム最適化計画の実施	・社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき見直しを実施する。		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		企 画 課 社会保険業務センター	
	4 日仏社会保障協定の実施	・日仏両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日仏両国の年金制度の加入期間の通算																企 画 課 社会保険業務センター	未定
	5 日白社会保障協定の実施	・日白両国の社会保険制度への二重加入の防止 ・日白両国の年金制度の加入期間の通算																企 画 課 社会保険業務センター	未定
	6 介護保険法等の改正に伴う特別徴収に係る事務の見直し	・介護保険料の年金からの特別徴収について、対象範囲の拡大（遺族年金・障害年金）や捕捉回数複数化（年1回→年6回）等による事務の見直しの実施。		☆	○						☆	○						企 画 課 社会保険業務センター	
	7 人事評価制度の実施	・一定職以上の職員を対象として本格実施。その他の職員については、試行的に実施した上で、平成19年度から全職員を対象として本格実施。		☆	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		総 務 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
医療保険	1 制度改正関係 (1) 平成18年制度改正関係																	
	・高額療養費の自己負担 限度額の見直し	・高額療養費の自己負担限度額について、低所得者に配慮しつつ、賞与を含む総報酬額に見合った水準となるよう引き上げを行う。					☆				○						医療保険課 社会保険業務センター	
	・出産育児一時金支給額 の引き上げ	・現行30万円→改正後35万円					☆				○						医療保険課 社会保険業務センター	
	・埋葬料の見直し	・一律5万円に統一					☆				○						医療保険課 社会保険業務センター	
	(2) その他	[健康保険法・船員保険法] ・概算介護給付費納付金の決定に伴う介護保険料率の改定													☆	○	医療保険課 社会保険業務センター	
		[船員保険法] ・失業保険金日額表等の改正					☆	○									医療保険課	
2 定期的な被扶養者認定状況の確認	・被保険者証のカード化に伴い、定期的に被扶養者認定状況の確認を行う。					☆				○						医療保険課 社会保険業務センター		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
年金保険	1 制度改正関係																		
	(1) 平成16年制度改正関係	・ 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給	・ 障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせでの給付を実施	☆	○													年金保険課 社会保険業務センター	
	・ 沖縄の厚生年金保険に係る特例措置	・ 昭和45年から昭和47（本土復帰）までの間に本土にいたために従来の特例措置が受けられなかった者に対する特例措置を実施する。	☆	○														年金保険課 社会保険業務センター	
	・ 健康保険及び厚生年金保険料の算定基礎日数の見直し	・ 算定基礎日数を20日から17日に改定する。	☆				○											年金保険課 社会保険業務センター	
	・ 国民年金保険料額の改定	・ 平成18年度の新保険料額による保険料の収納を行う。	☆	○														年金保険課 社会保険業務センター	
	・ 国民年金保険料の多段階免除制度の導入	・ 国民年金保険料の半額免除制度に1/4免除及び3/4免除の新しい段階を追加する。	☆				○											年金保険課 社会保険業務センター	
	(2) その他	・ マクロ経済スライド特例の実施	☆	○														年金保険課 社会保険業務センター	
	2 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行	・ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行を行う。									☆	○				○		年金保険課 社会保険業務センター	
		・ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行対象者に対するサービス向上を図るため、控除証明書専用のコールセンターを設置する。									☆	○				○		年金保険課 企 画 課 社会保険業務センター	
	3 国民年金未加入者の把握	・ 国民健康保険組合等からの被保険者情報の提供による国民年金未加入者の把握の実施																年金保険課	未定
4 国民年金第1号被保険者の適用の適正化	・ 国民年金の資格喪失後、一定期間を経ても厚生年金等の加入の届出がない者に対する確認通知の実施				☆	○											年金保険課 社会保険業務センター		
5 市町村からの電子媒体による所得情報の交換の実施	・ 強制徴収や免除勧奨において活用する所得情報について、電子媒体化を行い、市町村との効率的な情報交換を実施する。		○													○	年金保険課 社会保険業務センター		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考				
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3			
年金保険	6 国民年金保険料に係る強制徴収の実施規模の拡大	・市町村から提供された所得情報を活用して納付督促に引き続いて強制徴収を行うなどにより実施規模の拡大を図る。	○														○	年金保険課 社会保険業務(1)		
	7 同業者団体等への収納業務の委託	・商工会に会員たる第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。	○															○	年金保険課 社会保険業務(1)	
		・国民健康保険組合に当該組合の被保険者である第1号被保険者の国民年金保険料の収納業務を委託する。																	年金保険課 社会保険業務(1)	未定
	8 国民年金保険料収納対策強化社会保険事務局の指定	・納付率が低調な社会保険事務局を指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施する。				☆													年金保険課	
	9 前年度免除継続申請申出者に係る審査事務の実施	・前年度免除継続申請申出者に係る事務処理移行及び審査事務を実施する。	☆	○															年金保険課 社会保険業務(1)	
	10 年金加入記録通知の実施(35歳通知)	・ポイント制の導入に先立ち、老齢年金の受給要件である25年以上の加入期間を確保するための上限である35歳に達した被保険者に対し、過去の年金加入状況を通知することとし、記録の訂正が必要な場合には申出をいただき、もって年金受給権の確認に資する。															☆	○	企 画 課 社会保険業務(1)	
11 住民基本台帳ネットワークを活用した年金受給者の生存確認の実施	・年金受給者の確認(生存確認)について、現況届(はがき形式)の提出から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会の確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。			☆					○									企 画 課 年金保険課 社会保険業務(1)		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
制度共通	平成19年4月以降に実施される制度改正等に伴うシステム開発対応	・70歳以降高齢在職老齢年金支給停止制度の導入 (平成19年4月施行)														社会保険業務課	
		・老齢厚生年金繰下制度の創設 (平成19年4月施行)														社会保険業務課	
		・年金分割制度の創設 ①離婚時の厚生年金の分割 (平成19年4月施行) ②第3号被保険者についての厚生年金の分割 (平成20年4月施行)	①													社会保険業務課	
		・年金個人情報の定期的な通知 (ポイント制) (平成20年4月施行)							②	☆						社会保険業務課	

☆はシステム開発の着手予定時期を示す。

(2) 表彰・月間・週間事業・調査計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	1 表彰	・ 社会保険委員功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推薦 ○			表彰 ○—○						企 画 課	
		・ 政府管掌健康保険・厚生年金保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推薦 ○			表彰 ○—○						医療保険課 年金保険課	
		・ 社会保険労務士制度功労者に対する大臣表彰及び社会保険庁長官表彰						推薦 ○			長 官 ○—○	大 臣 ○					企 画 課 (労働基準局)	
		・ 社会保険関係団体功労者に対する社会保険庁長官表彰						推薦 ○			表彰 ○—○						総 務 課 企 画 課	
		・ 社会保険事務局・事務所グランプリ(SWOG)					○										サ-ビス推進課	
	2 社会保険委員の活動強化月間	・ 社会保険委員制度の普及を目的とした社会保険委員大会の開催及び活動強化のための講習会、研修会等を実施			☆					○—○						企 画 課		
	3 社会保険労務士試験			受付 ○				試験 ○		発表 ○						企 画 課 (労働基準局)		
	4 さわやか行政サービス推進月間	・ 行政サービスの総点検の実施等			○											サ-ビス推進課		
	5 お客様満足度調査	・ 社会保険事務所等における窓口サービスに関するアンケート調査の実施					○						○			サ-ビス推進課		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
医療保険	1 保険給付の適正化 ・ 船員保険の失業保険金給付適正化対策	・ 船員保険失業保険金不正受給防止啓発強化月間 (各県毎に強化月間を定める)		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	医療保険課	
		・ 漁船被保険者に係る失業保険の適用調査					○												
	2 表彰	・ 船員保険事業功労者に対する社会保険庁長官表彰						推薦 ○			表 彰 ○—○							医療保険課	
	3 調査	・ 船員保険災害補償相当分収支状況調査		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	企 画 課	
		・ 老人保健加入者数等・介護保険被保険者数調査 (健康保険法第3条第2項被保険者・船員保険以外は、社会保険庁において調査)		○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○		
		・ 政府管掌健康保険及び船員保険の医療給付受給者状況調査			☆	○—○													
・ 健康保険法第3条第2項被保険者実態調査								☆	○—○										
	・ 船員保険被保険者実態調査 (疾病任意継続被保険者分) 強制適用被保険者については社会保険庁において調査							☆	○—○									3年周期で実施	
4 その他	・ 第49回船員労働安全衛生月間						☆	○									医療保険課 (国土交通省 海事局)		

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
年金保険	1 表彰	・国民年金推進員及び国民年金事業功労者に対する社会保険庁長官表彰							推 薦 ○		表 彰 ○	○						年金保険課	
	2 年金月間・年金週間	・年金週間を中心として、11月を年金月間として位置づけ、各種の事業展開を行う。									☆	○						年金保険課	年金週間 11/6～12 年金月間 11月
	3 調査	・老齢福祉年金等受給権者実態調査 〔老齢福祉年金受給者等の所得状況の把握 を行い、所得制限限度額設定の基礎資料 とする。〕									○	○						年金保険課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(3) 会議計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
制度共通	1 社会保険事業運営評議会	・社会保険庁の事業内容や業務の実施方法等事業全般について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、その改善を図ることを目的として、社会保険事業運営評議会を開催する。															企 画 課	年6回実施	
	2 事業運営全般に係る地方社会保険事務局との事務打合せ					○	○										サービス推進課 企画課 医療保険課 年金保険課		
	3 全国社会保険事務局長会議												○	○			総 務 課	定例（1月又は2月）及び随時	
	4 ブロック別社会保険事務局長等会議	・人事評価関係含む。 〔内容については庶務係と要調整〕 〔事項・実施月については調整済〕		○	○													総 務 課	定例（4月又は5月）及び随時
	5 ブロック別社会保険事務局長・事務所長会議	・人事評価関係含む。 〔内容については庶務係と要調整〕 〔事項・実施月については調整済〕							○	○								総 務 課	
	6 全国地方社会保険監察官事務打合せ会			○														サービス推進課 経 理 課	
	7 全国社会保険委員事務打合せ会	・社会保険委員の活動をより効果的に行うため、事務打合せ会を開催する。				○												企 画 課	
	8 人事評価制度運営会議	・人事評価制度の運用や改善及び毎事業年度の評価項目について検討するために、人事評価制度運営会議を開催する。					○								○			総 務 課	
年金保険	1 年金給付業務に関する地方社会保険事務局等との事務打合せ会	・社会保険事務局及び社会保険事務所の職員に対し、事務処理に関する留意事項についての説明等を行うために、事務打合せ会を実施する。															社会保険業務課	随時	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(4) 広報計画（本庁実施分）

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
制度共通	医療保険及び年金保険制度に関する広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														総務課 医療保険課 年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
医療保険	医療保険制度改正等施行事務の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報	☆														医療保険課	具体的計画、実施月については別途通知
年金保険	1 年金制度に対する理解と信頼の確保及び年金制度改正施行事務等の円滑な実施のための制度周知広報	・ポスター、パンフレット、各種媒体等を活用した広報を実施する。	☆	○												○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	2 年金月間・年金週間	・年金月間・年金週間での各種事業展開に合わせて、ポスター、新聞等の媒体を活用した広報を実施する。	☆										○				年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知
	3 年度末の年金広報	・制度改正内容に係る事前周知を新聞等の媒体を活用して広報を実施する。	☆													○	年金保険課	具体的計画、実施月については別途通知

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(5) 監察等計画(本庁実施分)

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
特別監査官による監査	・会計、業務、個人情報管理についてのテーマを定めた監査の実施	○ 監査の主な視点 「新しい組織のグランドデザイン」において掲げた6つの基本コンセプトの実現 ・国民の信頼の回復・維持 ・国民の意向の反映 ・内部統制の確保 ・透明性の確保 ・効率性の確保 ・法令遵守の徹底										○	○				サービス推進課 経理課	
監察	・社会保険事務局及び社会保険事務所の監察を実施 ・社会保険庁本庁（施設等機関を含む）の監察を実施	○ 監察の主な視点 ・業務の適正処理 ・重要課題における事業運営上の問題点等の早期把握と迅速な対応 健康保険、厚生年金保険及び船員保険の適用の適正化・収入の確保対策 医療費適正化対策（レセプト点検） 国民年金の適用対策・保険料の収納対策等 ・国民サービス向上の取組状況 ・事故防止対策の取組状況 (本庁の監察については、地方庁の監察結果を踏まえて実施)	☆		○	○						○	○				サービス推進課	
会計監査	・社会保険庁本庁（施設等機関を含む）並びに社会保険事務局及び社会保険事務所の会計監査を実施	○ 会計監査の主な視点 ・会計機関における事故防止対策の取組状況 ・契約事務処理の適正性について ・予算執行の経済性、効率性について ・契約審査会の審議状況について	☆		○	○						○	○				経 理 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(6) 研修計画

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
社会保険大学校における研修		・ 集合研修として実施 1 職務階層別研修 (1) 係員に対する研修 (2) 中堅職員に対する研修 (3) 中間監督者に対する研修 (4) 管理者に対する研修 2 業務別研修																	
	1 職務階層別研修 (1) 新規採用者研修	・ 新規採用者 [該当者全員 10日]	(4月実施分) ☆	○		(10月実施分) ☆						○						社会保険大学校	年4回実施 ・4月は3回実施 ・10月は1回実施
	(2) 一般職員研修	・ 採用後3年目の職員及びこの研修を修了していない者 [各期 75人 17日]	(6月～7月実施分) ☆		○	○	○			○	○	○	☆		○	○		社会保険大学校	年10回実施 ・11月は2回実施 ・1月は2回実施
	(3) 中堅職員専門実務研修 i) 適用・医療給付	・ 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の3級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 11日]	(5月実施分) ☆		○		(10月実施分) ☆					○						社会保険大学校	年2回実施
	ii) 徴収 (厚生保険特別会計)	・ 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の3級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 11日]	(7月実施分) ☆				(9月実施分) ☆		○									社会保険大学校	年2回実施
	iii) 年金給付	・ 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の3級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 11日]					(9月実施分) ☆		○			(1月実施分) ☆		○				社会保険大学校	年2回実施
	iv) 国年適用・収納	・ 当該業務を担当する職員のうち、行政職俸給表(一)の3級で、職員としての業務経験が7年以上の者 [各回 60人 11日]	(6月実施分) ☆			○	(12月実施分) ☆						○					社会保険大学校	年2回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
	(4) 中間監督者研修	・初めて地方社会保険事務所の係長又は社会保険事務所の課長となった者 [各回 60人 4日]	(5月~7月実施分) ☆		○	○	○							○			社会保険大学校	年4回実施
	(5) 管理者研修	・初めて事務所長となった者 [各回 40人 3日]	(5月、6月実施分) ☆		○	○	☆						○				社会保険大学校	年3回実施
	2 業務別研修																社会保険大学校	
	(1) 医療事務	・初めて地方社会保険事務所の医療事務指導官、医療事務を担当する係長となった者及びこれらと同等の者 [60人 4日]	☆		○												社会保険大学校	
	(2) 年金相談総括事務	・初めて社会保険事務所の総合相談室長及び副長となった者、並びに年金給付事務を担当する社会保険事務所の課長及びこれと同等の者のうちこの研修を修了していない者 [各回 70人 4日]	(5月実施分) ☆		○		(10月実施分) ☆						○				社会保険大学校	年2回実施
	(3) 調査官事務	・調査業務を担当する社会保険調査官のうち、この研修を修了していない者 [60人 4日]	☆		○												社会保険大学校	
	(4) 指導医療官事務	・指導医療官 [60人 4日]	☆		○												社会保険大学校	
	(5) 人事事務	・初めて人事事務を担当する地方社会保険事務所の係長、業務調整官及び主任等 [60人 4日]	☆			○											社会保険大学校	
	(6) 徴収事務	・徴収事務を担当する地方社会保険事務所の専門官、係長、社会保険事務所の課長、専門官及びこれらと同等の者 [各回 60人 4日]	(6月実施分) ☆				(10月実施分) ○ ☆						○				社会保険大学校	年2回実施
	(7) 国民年金保険料収納実務	・国民年金の保険料収納事務を担当する社会保険事務所の係長以上の職にある者 [各回 60人 4日]	(6月実施分) ☆				(9月実施分) ☆										社会保険大学校	年3回実施 ・9月は2回実施 ・初級編2回実施 ・中級編1回実施
						○ (中級)				○ (初級)								

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月													主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
	(8) 国年特別徴収専門官	・国民年金特別徴収専門官の職にある者 [47人 3日]	☆			○											社会保険大学校	
	(9) 審査官事務	・初めて社会保険審査官となった者 [該当者全員 4日]	☆			○											社会保険大学校	
	(10) 厚年特別徴収専門官	・厚生年金保険特別徴収専門官の職にある者 [47人 3日]	☆			○											社会保険大学校	
	(11) 保険給付事務	・保険給付指導官等のうち、この研修を修了していない者 [60人 4日]	☆			○											社会保険大学校	
	(12) 会計事務	・初めて会計事務を担当する地方社会保険事務局の副主幹、係長、業務調整専門官及び主任等 [60人 4日]					☆				○						社会保険大学校	
	(13) 船員保険事務	・船員保険事務を担当する地方社会保険事務局の係長、社会保険事務所の課長、社会保険徴収専門官、船員保険調査官及びこれらと同等の者のうち、この研修を修了していない者 [45人 4日]					☆				○						社会保険大学校	
	(14) 人材育成推進者	・事務局の研修に関する業務を担当する者 [47人 3日]									☆		○				社会保険大学校	
通信研修		・職員の自学自習意欲を喚起・助長し、職務遂行に必要な実践的業務知識・技能の習得並びに向上を図ることを目的として実施					☆		○		○			○		○	社会保険大学校	年2回実施
ブロック別研修	接遇推進者養成研修	・事務局、事務所の接遇推進リーダーの任にある者のうち、この研修を終了していない者	(7月実施分) ☆			○											社会保険大学校	

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考			
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3		
地方社会保険事務局 ・社会保険事務所における研修	1 各種研修	・職域に応じ、日常の業務処理に関する研修、地域性の高い事柄に関する研修、伝達研修等を、大学校の研修との連携に配慮しつつ、効果的に実施	☆	○													○	社会保険大学校	
	2 国民年金推進員研修	・採用時及び随時に資質の向上を図るために実施		○													○	年金保険課	
社会保険事業に携わる謝金職員等を対象とした研修	1 国民年金推進員研修	・国民年金推進員に採用されてから1年以上の勤務経験を有し、地方社会保険事務局・社会保険事務所における研修を終了している者 〔60人程度 3日〕					☆	○										年金保険課	年1回実施
	2 社会保険相談指導員等研修	・社会保険相談指導員の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者（業務習熟レベル別） 〔各期 50人程度 3日〕				☆☆☆	○	○		○		○						企画課 (社会保険業務センター)	年4回実施
	3 社会保険相談員等研修	・社会保険相談指導員等の委嘱を受け、年金相談業務に携わっている者 〔50人程度 3日〕	☆				○											企画課 〔総務課〕	年1回実施
	4 社会保険指導員研修	・社会保険指導員の委嘱を受けている者 〔50人程度 2日〕				☆											○	企画課	年1回実施
	6 年金広報専門員研修	・年金広報専門員の委嘱を受けている者 〔50人程度 2日〕		☆		○												年金保険課	年1回実施
	6 社会保険委員研修	・社会保険委員の委嘱を受けている者 〔各期 100人程度 2日〕				☆☆☆		○	○				○					企画課	年3回実施
	7 国民年金委員研修	・国民年金委員の委嘱を受けている者 〔50人程度 3日〕							☆			○						年金保険課	年1回実施

☆は通知等の発出時期、○は研修の実施時期を示す。

(7) 保険局・年金局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
制度改正関係	1 医療制度改正関係ブロック別事務打合せ会					○										〔保険局〕 総務課 保険課 医療課 (社会保険庁)	
	2 健康保険法等の一部を改正する法律（仮称）の施行関係	・健康保険法等の一部を改正する法律（仮称）の施行のための政令公布等所要の措置を講ずる。				☆ 注1		☆ 注2				☆ 注3				〔保険局〕 総務課 保険課 医療課 (国民健康保険課) (社会保険庁)	注1 平成18年8月施行分 注2 平成18年10月施行分 注3 平成19年4月施行分
	3 年金制度改正関係ブロック別事務打合せ会					○										〔年金局〕 総務課 年金課 (社会保険庁)	・離婚分割制度化 ・被用者年金一元化等
	4 平成16年年金制度改正法の施行関係	・平成16年年金制度改正法施行のための政令公布等所要の措置を講ずる。				☆ 注1					☆ 注2					〔年金局〕 年金課	注1 平成19年4月施行分 注2 平成20年4月施行分
	5 基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行関係	・基礎年金国庫負担割合引き上げに関する法律の施行のための所要の措置を講ずる。	☆	○												〔年金局〕 年金課	
会議関係	・社会保険指導者講習会	・社会保険診療内容の向上を図るため、日本医師会等と共催し、地方社会保険事務局及び審査支払機関等職員への講習会を実施					☆		○							〔保険局〕 医療課	
調査関係	1 施設基準の届出状況等の報告				○				○							〔保険局〕 医療課	
	2 健康保険被保険者実態調査	・健康保険組合への調査は地方厚生局を通じて実施 〔社会保険庁及び健康保険組合に対する調査〕							☆	○	○					〔保険局〕 調査課	
	3 療養費支給状況調査										○					〔保険局〕 医療課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考	
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3
指導監査・事務指導関係	1 保険医療機関等の指導監査	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省と地方社会保険事務局等の共同による実施分 (共同指導) ・地方社会保険事務局等実施分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団指導 ・ 集団的個別指導 ・ 個別指導 ・ 監査 			○										○	[保険局] 医 療 課 (地方社会保険事務局)	
	2 地方社会保険事務局に対する事務指導				○										○	[保険局] 医 療 課	
その他	1 社会保険診療報酬支払基金関係功績者大臣表彰														○	[保険局] 保 険 課	
	2 健康保険組合関係功績者大臣表彰														○	[保険局] 保 険 課	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

(参 考) 地方厚生局

制 度	事 項	内 容	実 施 月												主 管 課	備 考		
			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2			3	
会議関係	1 健康保険組合等指導監査関係事務打合せ会	・健康保険組合、厚生年金基金及び国民年金基金関係事務の取扱い及び指導監査計画等について、地方厚生局担当者と地方社会保険事務局の併任職員で事務打合せ会を開催する。 〔開催地：地方厚生局所在地 北海道、宮城県、埼玉県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県〕		○													地方厚生局	随時
監査・事務指導関係	1 健康保険組合指導監査	・指定組合等に対する指導監査		☆	○											○	地方厚生局	
	2 厚生年金基金指導監査	・指定基金等に対する指導監査		○												○	地方厚生局	
	3 国民年金基金指導監査	・職能型基金及び地域型基金に対する指導監査		○												○	地方厚生局	
	4 国民健康保険指導監督	・都道府県等に対する指導監督		☆	○											○	地方厚生局	
	5 老人医療事務指導	・老人医療事務実施者に対する指導		☆	○											○	地方厚生局	
	6 確定拠出年金（企業型）導入企業等に対する指導等	・確定拠出年金制度（企業型）を導入しようとする企業及び導入した企業に対する指導等			○											○	地方厚生局	
	7 確定給付企業年金導入企業等に対する指導等	・確定給付企業年金制度を導入しようとする企業及び導入した企業に対する指導等			○											○	地方厚生局	

☆は通知等の発出時期、○は事業の実施時期を示す。

IV. 翌年次以降を含めた年次計画（参考）

IV. 翌年次以降を含めた年次計画（参考）

1. 「緊急対応プログラム」関係

ポイントにより保険料納付実績とそれに基づく年金額の見込みを定期的に通知するポイント制を導入（平成20年度）

2. 「業務改革プログラム」関係

(1) 社会保険業務センター中央年金相談室（電話相談）及び年金電話相談センター（23ヶ所）を全国2ヶ所程度に集約し、電話、電子メール等による被保険者・受給者からの問い合わせ等に対応する総合コールセンター（民間委託）の整備について検討【平成19年度～】。

(2) 平成20年度の新組織移行に併せて、社会保険事務所の配置の全国の見直しを検討・実施。

(3) 年金受給者向けの「年金受給者のしおり」と同様、年金制度の仕組や必要な届出等について解説した「年金被保険者のしおり」を作成し、年金手帳の発送時に同封するなどして被保険者へ配布する【平成19年度～】。

(4) 年度途中において、口座振替による前納の申し出があった方については、年度途中から翌3月までの前納を可能とすることを検討。

【実施スケジュール】 平成19年度 システム開発等
平成20年度 実施

(5) 口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図ることを検討。

【実施スケジュール】 平成19年度 システム開発等
平成20年度 実施

(6) 政府管掌健康保険の分離、年金運営新組織の設立を踏まえた特別会計の見直しを実施【平成20年度～】。

(7) 現行制度を十分に活用し、民間企業的な能力主義・実績主義に立った新たな人事評価システムを導入。一定職以上の者を対象として、平成17年度下半期に試

行的に実施した上で、平成18年度から本格実施し、さらに、平成19年度までに全職員を対象として本格実施。

3. 「平成16年年金制度改革」施行期日（平成18年度以降）

(1) 平成18年4月施行

- ① 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給
- ② 障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長
- ③ 年金積立金管理運用独立行政法人の創設

(2) 平成18年7月施行

- 多段階免除制度の導入

(3) 平成19年4月施行

- ① 離婚時の年金分割
- ② 高齢期の遺族年金の支給方法の変更
- ③ 子のいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の見直し
- ④ 中高齢寡婦加算の支給対象の見直し
- ⑤ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入
- ⑥ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

(4) 平成20年4月施行

- ① 第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割
- ② 年金個人情報の定期的な通知（ポイント制）

4. その他

上記の他、平成18年通常国会提出予定の社会保険庁改革関連二法案による改正事項を順次実施する。

V. 附属参考資料

1. 「社会保険庁が達成すべき目標」、
「社会保険事業計画」と実績評価について ----- 62
2. 実績の評価に関する関係法令 ～抜粋～ ----- 63
3. 社会保険庁の事務の実施基準及び準則 ----- 65
4. 平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標 ----- 68
5. 業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取組～ ----- 72
(平成17年9月27日)

「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績評価について

厚生労働省

社会保険庁の事務の実施基準及び準則 (平成13年3月事務次官通達)

(中央省庁改革基本法
第16条第6項)

(厚生労働大臣策定)

〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目標

目標に対する実績の評価

↓ 目標設定
(2月)

↑ 実績報告(平成17
年度は8月末)

↓ 実績評価(平成17
年度は10月)

社会保険庁(本庁)

社会保険事業計画

○ 具体的な事業運営方針及び実施計画を策定(3月)

運営評議会へ
の中間報告

実績報告

○翌年度の計画
への反映

↓ 全体計画案を示して地方
計画を策定指示(2月)、
調整後に確定(3月)



ヒアリング、指導・監察
(サービス推進課・社会保険
指導室、及び所管各課)

地方社会保険事務局

社会保険事務局事業計画

○ 社会保険事業計画に基づき、社会保険事務局と社会保険
事務所が取り組む計画を策定(3月)

中間報告の
ための集計

実績報告

○翌年度の計画
への反映

実績の評価に関する関係法令 ～抜 粋～

○中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）

第十六条

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下この条において「実施庁」という。）について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの（当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。）を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

○厚生労働省設置法（平成11年7月16日法律第97号）

第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

○行政機関が行う政策の評価に関する法律

（平成13年6月29日法律第86号）

第六条 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの具体的な事後評価の方法を定めなければならない。

一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

○政策評価に関する基本方針（平成13年12月28日閣議決定）

I 政策評価に関する基本計画の指針

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

○厚生労働省における政策評価に関する基本計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

（4）社会保険庁の実績の評価

厚生労働省の外局である社会保険庁については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条に規定する実施庁として、社会保険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準を定めて公表するとともに、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

○厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

（平成14年4月1日厚生労働大臣決定）

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

5 社会保険庁の実績の評価

平成14年度における社会保険庁の実績の評価については、社会保険庁から事務の実施状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に評価を実施し、その結果を8月末を目途に公表するものとする。

社会保険庁の事務の実施基準及び準則

平成 13 年 3 月
厚生労働事務次官依命通達

I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「社会保険事業」という。）の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

II 事務の実施準則

1 適用事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届書等の適正な届出及び早期提出について、事業主（船舶所有者を含む。以下同じ。）及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (2) 事業主に対する的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者（被扶養者を含む。）に係る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (3) 国民年金の未加入者の把握及び確実な適用に努めること。
- (4) 国民年金の第一号被保険者及び第三号被保険者に係る被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (5) 年金に関する被保険者記録については、正確に管理すること。
- (6) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。

2 保険料等収納事務に関する事項

- (1) 政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期内の納入を促進すること。
- (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (3) 国民年金の保険料の収納については、年金制度及び保険料納付の重要性についての啓発、納付督促、口座振替の促進、納付しやすい環境づくりを進めるとともに、より一層効果的な収納確保方策について工夫し、適正な収納に努めること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (3) 厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険給付については、各種届書等の適正な届出について、受給権者等に的確に周知し、励行を促進すること。
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。

4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1) 被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を適切に実施すること。
- (2) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。

5 広報、情報公開、相談等に関する事項

- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。
- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。
また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。

平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標

平成18年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

なお、厚生労働大臣が主宰する「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」において平成17年9月に取りまとめた「業務改革プログラム～セカンドステージにおける改革の取組～」に基づく業務改革を推進するとともに、平成18年3月に取りまとめる「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づいて、業務・システムの改革を進めるものとする。

また、平成18年度においては、とりわけ国民年金保険料の納付率の向上に重点的に取り組むこととする。

	達成すべき目標	参考指標（平成16年度実績値）
1 適用 事務 に 関 する 事 項	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所（船員保険は船舶所有者）の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出を促進する。</p> <p>【数値目標】 ○適用事業所数に対する事業所調査件数（資格に関する調査のみ）の割合：4分の1以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業所数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 1,631,671事業所 政府管掌健康保険 1,498,226事業所 船員保険 6,347事業所 ・新規適用事業所数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 58,265事業所 政府管掌健康保険 57,945事業所 船員保険 144事業所 ・全被保険者資格喪失事業所数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 46,092事業所 政府管掌健康保険 43,915事業所 船員保険 218事業所 ・巡回説明実施事業所数 48,765事業所 ・重点加入指導実施事業所数 3,513事業所 ・被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 32,491,043人 政府管掌健康保険 18,930,749人 船員保険 66,081人 ・資格取得被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 6,453,507人 政府管掌健康保険 4,529,561人 船員保険 25,210人 ・資格喪失被保険者数 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 6,069,532人 政府管掌健康保険 4,401,356人 船員保険 26,228人 ・被扶養者数 <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険 16,685,610人 船員保険 108,705人 ・賞与支払事業所数（年度延数） <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 1,957,551事業所 政府管掌健康保険 1,671,868事業所 船員保険 4,199事業所

	達成すべき目標	参考指標（平成16年度実績値）
	<p>(2) 国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、国民年金の適用の適正化を図る。</p> <p>【数値目標】 ○届出遅れに係る勧奨状の送付対象者数：前年度を下回る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種届出の届出遅れに係る勧奨状送付件数 4,009,651件 ・20歳到達者（住民基本台帳ネットワークにより把握したもの）の適用率 100%
	<p>(3) 基礎年金番号により被保険者記録を正確に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他制度加入照会者数 1,667,352件 ・年金手帳記号番号回答票数 662,733件 (社会保険業務センター受付分)
2 保 険 料 等 収 納 事 務 に 関 す る 事 項	<p>(1) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主（船員保険は船舶所有者）に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。</p> <p>【数値目標】 ○保険料収納率 厚生年金保険：98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 政府管掌健康保険：97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 船員保険：91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 ○口座振替実施率 厚生年金保険 84%以上 政府管掌健康保険 85%以上 船員保険 57%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差押え事業所数 17,223件 ・保険料収納率 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 98.2% 政府管掌健康保険 97.6% 船員保険 91.7% ・口座振替実施率 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険 84.3% 政府管掌健康保険 85.7% 船員保険 56.5%
	<p>(2) 国民年金保険料について、納付督促、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率（過年度分を含めた納付率）の向上を図る。</p> <p>【数値目標】 ○平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、 ・平成18年度分保険料の現年度に納付された納付率：74.5% ・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率：68.7% ・口座振替実施率：42%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料納付率 63.6% ・口座振替実施率 37.0% ・戸別訪問件数 延 1,341万件 ・電話納付督促件数 延 649万件 ・催告状発行件数 4,021万件 ・最終催告状発行件数 31,497件 ・督促状送付件数 3,637件 ・コンビニ収納件数 347万件 ・免除件数 法定免除 1,092,863件 申請全額免除 1,761,775件 申請半額免除 414,310件 合計 3,268,948件 ・学生納付特例件数 1,727,564件 ・若年者納付猶予件数（平成17年度から実施） ・追納件数 565,125件

	達成すべき目標	参考指標（平成16年度実績値）
3 保 険 給 付 事 務 に 関 す る 事 項	<p>(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○被保険者1人当たりレセプト点検効果額</p> <p>政府管掌健康保険</p> <p>内容点検 738円以上</p> <p>外傷点検 511円以上</p> <p>船員保険</p> <p>内容点検 1,049円以上</p> <p>外傷点検 1,067円以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内容点検件数（過誤調整確定分） <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険： 1,083,791件 船員保険： 3,895件 ・レセプト点検効果額（資格点検を除く） <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険：内容点検 14,016,612千円 外傷点検 9,702,728千円 船員保険：内容点検 69,925千円 外傷点検 71,106千円 ・被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く） <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険：内容点検 738円 外傷点検 511円 船員保険：内容点検 1,049円 外傷点検 1,067円
	<p>(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る)</p> <p>傷病手当金 : 3週間以内</p> <p>出産手当金 : 3週間以内</p> <p>出産育児一時金 : 3週間以内</p> <p>家族出産育児一時金 : 3週間以内</p> <p>埋葬料(費) : 3週間以内</p> <p>家族埋葬料 : 3週間以内</p> <p>(※ 達成率100%は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現金給付費 <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険 5,187億円 船員保険 54億円 ・被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金) <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険 1.37日 船員保険 6.24日 ・給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの平均処理日数(平成17年度から実施)
	<p>(3) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数(サービススタンダードの達成率100%※の実現を図る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内) ・障害基礎年金：3ヶ月以内 ・障害厚生年金：3ヶ月半以内 <p>(※ 達成率100%は、障害年金の医師照会のうち著しく判断に時間を要するものを除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金給付費 <ul style="list-style-type: none"> 厚生年金： 215,380億円 基礎年金： 118,118億円 国民年金： 20,888億円 老齢福祉年金： 224億円 ・年金受給者数 <ul style="list-style-type: none"> 船員保険(新法)： 2,067人 厚生年金： 24,232,672人 基礎年金(国民年金)： 23,431,323人 ・年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均処理日数(平成17年度から実施) ・新規裁定者あてパンフレット送付件数 2,076,059部 ・老齢年金新規受給者への説明会開催回数 3,110回

	達成すべき目標	参考指標（平成16年度実績値）
4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	<p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合 政府管掌健康保険：32%（40歳以上の被保険者） 船員保険：38%（40歳以上の被保険者）</p> <p>○事後指導：実施割合が32%以上で、かつ、実施者数が前年度の実績を上回る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施割合（40歳以上の被保険者） <ul style="list-style-type: none"> 政府管掌健康保険：27.7% 船員保険：31.5% ・事後指導実施割合 32.9%
	<p>(2) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。</p>	
5 広報、情報公開、相談等に関する事項	<p>(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○生徒に対する年金セミナーの実施率：全中学・高校数の25%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページアクセス数 5,392万件 ・生徒に対する年金セミナーの実施率 22%
	<p>(2) 被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報の提供の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金相談者数（来訪相談者数） 8,347,087人 ・被保険者記録の事前通知件数 1,225,000件 ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 147,450件 ・年金加入状況の通知件数（平成17年度から実施）
	<p>(3) 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、国民に対する適切な情報公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプト開示件数 5,207件 ・研修参加人数（平成17年度から実施） ・情報公開法に基づく開示請求件数 本庁分：113件 地方分：2,107件

業務改革プログラム
～セカンドステージにおける改革の取組～

2005年9月27日

④ 最も無駄のない役所を実現すること <予算執行の無駄の排除>

⑤ 個人情報保護への認識が徹底された職場を実現すること <個人情報保護の徹底>

⑥ 業務改革・組織改革を着実に実行するための基盤となる職員一人ひとりの意識改革を実現すること

<意識改革の徹底>

の3分野の課題についても、更なる対応を進める。

○ 本プログラムに掲げる取組を実施するにあたり、法律改正を要する事項については、平成 18 年の通常国会に提出予定の社会保険庁改革関連法案に盛り込む。

○ 本プログラムの策定後、セカンドステージにおける改革の進捗状況を検証するため、「緊急対応プログラム」に基づく取組を含め、業務改革全体について四半期毎の定期的なフォローアップを行うとともに、その結果や今後の状況等を踏まえ、逐次、プログラムを改定する。

Ⅱ. 新組織発足時における業務改革の到達目標

1. 国民サービスの向上

<「行政サービスのトップランナー」を目指した取組を推進>

- ◇ お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、高い満足度を得られるサービスを実現する
- ◇ 社会保険事務所等に直接お越しいただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報提供の充実等に取り組む
- ◇ すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る
- ◇ すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う
- ◇ 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する
- ◇ 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化を図る
- ◇ 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る
- ◇ お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う
- ◇ 政管健保公法人の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する
- ◇ 企業において効率的に事務が実施されるための対応を推進する

2. 年金制度の周知徹底

<保険料を納得して納めていただくための取組を推進>

- ◇ 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める
- ◇ 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する

3. 保険料収納率の向上

<「国民年金保険料収納率80%」を目指した取組を推進>

- ◇ 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る
- ◇ 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る
- ◇ 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る
- ◇ 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る
- ◇ 免除申請者の負担軽減を図るとともに、免除を受けることが可能な者の申請漏れを防止する
- ◇ 市町村及び各種団体との新たな連携・協力体制を確立する
- ◇ 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する
- ◇ 労働保険との徴収事務の一元化を推進する

4. 予算執行の無駄の排除

- ◇ 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する
- ◇ システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコストの低減及び業務運営の合理化を図る

5. 個人情報保護の徹底

- ◇ 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する

6. 意識改革の徹底

- ◇ すべての職員が改革意識を有する組織を実現する

Ⅲ. 新たな業務改革の在り方

1. 国民サービスの向上

(1) お客様の声に対応したサービスの改善

(到達目標)

- お客様の声に対応したサービス改善を継続的に推進する仕組みを整備し、高い満足度を得られるサービスを実現する。



(これまでの取組)

- お客様のニーズを的確に把握し、ニーズに応じたサービスを提供するため、以下の取組を開始。
 - ・ 「長官へのメール・長官への手紙」、「国民の声対応報告制度」によるお客様の意見・要望の把握(平成16年10月～)。
 - ・ お客様の声を踏まえたサービスの向上を推進するため、サービス推進課を新設(平成17年1月)。
 - ・ 全国の社会保険事務所等において窓口サービスの満足度アンケートを実施(平成17年3月)。
 - ・ 地域に根付いたサービスの改善を推進するため、地方社会保険事務局ごとにサービス改善協議会を設置(平成17年7月～)。



(今後の取組)

- 以下の取組を実施し、具体的なサービス改善を継続的に実現。
 - ・ 全国の社会保険事務所の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」を年2回(7月、1月)定期的実施し、結果を社会保険庁ホームページに公表。【平成17年度～】
 - ・ 併せて、サービスの提供状況を客観的に評価するため、新たに民間の調査機関による窓口サービス実態調査の定期的な実施を検討。【平成18年度～】
 - ・ すべての通知書等を利用者の目線でわかりやすいものに改善するため、新たに受給者、被保険者等によるモニター調査の実施を検討。【平成18年度～】
 - ・ サービス向上を推進するための本庁の体制強化を検討。【平成18年度～】

(2)年金相談体制及び年金個人情報の提供等の充実

(到達目標)

- 社会保険事務所等に直接お越しいただかなくても年金相談の目的が果たせるよう、電話応答率の向上や年金個人情報の提供の充実等に取り組む。
 - ・電話相談の応答率(中央年金相談室における応答率(16年度平均); 20.5%)を早急に5割以上、その後できる限り早期に8割以上に向上させる。
 - ・各種通知書等について分かりやすい内容に改めることにより、相談・苦情を3割削減。
 - ・ポイント制の導入(平成20年4月)に先立って、年金個人情報をお知らせするサービスの充実を図る。

(これまでの取組)

- 社会保険事務所における年金相談の時間延長(平成16年12月～)及び休日相談の実施(平成17年度～)。
- 年金相談センター(72ヶ所)及び年金電話相談センター(23ヶ所)の整備。

(これまでの取組)

- 各種通知書等について「記載内容が分かりづらい」などの相談・苦情が多く寄せられていたことを踏まえ、分かりやすい内容となるよう、送付件数、お客様にとっての重要度、照会件数の多寡等を考慮し、優先順位の高いものから見直しを実施。(平成16年度～)

(これまでの取組)

- 58歳到達者を対象とした被保険者記録通知及び年金見込額のお知らせ(平成16年3月)。
- インターネットを活用した年金個人情報の提供(平成17年1月)。

(今後の取組)

- 社会保険業務センター中央年金相談室の電話相談ブースを大幅に拡充する(56ブース→180ブース)とともに、統一電話番号の下に全国の年金電話相談センター(23ヶ所)とのネットワーク化を進め、できる限り多くの電話相談に対し、効率的に応答することができる仕組みを整備。【平成17年10月～】
- その後さらに、社会保険業務センター中央年金相談室(電話相談)及び年金電話相談センター(23ヶ所)を全国2ヶ所程度に集約し、電話、電子メール等による被保険者・受給者からの問い合わせ等に対応する総合コールセンター(民間委託)の整備について検討【平成20年度～】。

(今後の取組)

- 引き続き、通知書等の見直しを迅速に実施し、見直しに当たっては、社会保険庁LANを活用し、利用者サービスを行っている第一線の社会保険事務所職員等からの意見を反映させるとともに、お客様の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター調査の実施を検討【平成18年度～】。
- 従来、地域により様式及び添付書類が異なっていた各種届書について、取扱件数の多いものから優先的に様式等の統一化を図る【平成18年度までに実施】。

(今後の取組)

- 保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報についての定期的な通知(ポイント制)を導入【平成20年4月～】。
- ポイント制の導入に先立って、被保険者期間の中間点(例えば35歳)において、被保険者に対し、御自身の年金加入状況を確認していただくための通知を行うことを検討【平成18年度～】。
- パスワード管理の重要性について十分周知を行いつつ、インターネットを通じて、年金個人情報の即時提供を実施。

【実施スケジュール】

- 平成18年3月～ 被保険者記録
- 平成19年3月～ 年金見込額

(3) 相談業務の質の向上

(到達目標)

- すべての国民が年金相談及び年金電話相談に満足できるものとなるよう、質の向上を図る。



(これまでの取組)

- 年金相談件数の増加に対応し、かつ、相談者のニーズに応じた的確な対応を行うことができるよう、
 - ・ 社会保険労務士の資格を有する者への年金相談員の委嘱
 - ・ 年金相談員の研修の定期的な開催等を実施。



(今後の取組)

- 年金相談員のスキルに応じた研修の実施、年金相談業務のマニュアル作成等により、年金相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備。
【実施スケジュール】
 - 平成17年度 年金相談員のスキル把握及び研修カリキュラムの作成
 - 平成18年度 年金相談員担当者のレベル別研修の実施
- 民間における年金相談を促進するため、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修の実施【平成17年度中に開始】。

(4) 被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底

(到達目標)

- すべての被保険者及び年金受給者の記録の整備・管理を確実に行う。

(これまでの取組)

- 住所変更、婚姻による氏名変更等により、同一人に対し、複数の基礎年金番号が付与されている問題(重複付番)について、平成9年度、平成12年度及び平成16年度の調査において判明した重複付番の解消に向け、記録の集中処理を実施。
- 基礎年金番号導入(平成9年1月)以前の過去記録(約1,870万人分)について、平成10年度から順次、本人照会及び基礎年金番号ファイルへの収録を実施。
- 国民年金の加入漏れの防止、申請者の負担軽減等を図るため、以下の事務に住民基本台帳ネットワークシステムを活用。
 - ・ 20歳到達者に対する国民年金への加入勧奨(平成15年4月～)
 - ・ 裁定請求の本人確認事務(裁定請求書の添付書類(住民票の写し等)の省略)(平成15年10月～)

(今後の取組)

- 新たに専門チームを設置し、重複付番の定期的な調査及び過去記録の整理を引き続き進めるとともに、年金個人情報の提供の取組を通じ、本人による記録確認の機会を増加させることにより、年金加入記録の整備を推進。
【実施スケジュール】平成18年2月 専門チーム設置
平成18年度～ 被保険者期間中間点通知の実施
- 市町村との協力・連携により、対象市町村内のすべての被保険者の加入記録の整備等を実施。
【実施スケジュール】平成17年10月～12月 対象市町村における加入記録整備
平成18年1月～3月 上記の実施結果の検証及び今後の事業の在り方の検討
- 被保険者等へのサービスの向上、事務処理の効率化等を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した被保険者等の記録管理の推進を検討。
【実施スケジュール】平成18年度中に開始 年金受給者の生存確認(現況届の省略)
平成18年度～ 国民年金未加入者の把握・加入勧奨(34歳到達者情報の活用)
国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握(氏名・住所変更届の省略)を検討

(5) 事務処理の迅速化

(到達目標)

- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、迅速なサービスが確実に提供される体制を確立する。



(これまでの取組)

- 給付にかかる請求書を提出した後、実際にサービスを受けることができるまでの所要日数が十分に明確化されておらず、所要日数に関する照会が多く寄せられていたことから、「サービススタンダード」を設定し、各種サービスを受けるまでに要する期間を予め必達目標として明確化(平成17年4月)。

※ 医療保険給付;3週間以内、老齢年金・遺族年金;2ヶ月以内、障害年金;3ヶ月半以内



(今後の取組)

- 「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。

【実施スケジュール】平成18年5月 17年度における達成状況の公表

- 58歳到達者を対象とした被保険者記録の通知、裁定請求書の事前送付による審査事務の軽減等により、老齢年金裁定の処理日数を短縮する【平成17年度～】。
- 障害年金について、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る【平成17年度～】。

(6) 事務処理の標準化

(到達目標)

- 全国のどの社会保険事務所等を利用した場合にも、全国共通の事務処理によるサービスが提供されるよう標準化を図る。



(これまでの状況)

- 申請書の審査、添付書類の確認等の一部業務については、各地方社会保険事務局において独自に作成された業務マニュアルに基づいて処理されてきた。
- 第一線の職員が蓄積してきた業務ノウハウが、職員や所属組織の中での活用にとどまっていた。
- 地域によって各種届書の様式及び必要な添付書類が異なっていた。



(今後の取組)

- 全国的に統一した業務マニュアルを作成するとともに、職員研修等により徹底し、業務品質の標準化を図る。
【実施スケジュール】 平成17年10月～ 業務マニュアルの作成
平成18年度～ 新業務マニュアルによる運用開始
- 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を図る。
【実施スケジュール】 平成17年10月～ モデル実施(一部の業務分野に関する情報のデータベース化)の検討
平成18年度～ モデル実施及びそれを踏まえた本格実施に向けての段階的取組
- 各種届書について、取扱件数の多いものから優先的に様式及び添付書類の統一化を図る。
【平成18年度までに実施】
- 恒常的に業務品質の向上を図るための本庁の体制強化を検討【平成18年度～】。

(7) 事務処理の効率化

(到達目標)

- 定型的な業務の外部委託の徹底及び届書等の電子申請・磁気媒体化の推進による事務処理の効率化を図る。

(これまでの取組)

- 健康保険・厚生年金適用関係の36届書及び国民年金適用・保険料関係28届書について入力業務を外部委託。

(今後の取組)

- 健康保険給付関係の18届書及び年金給付関係の15届書の入力業務についても、費用対効果を検証した上で、外部委託化を推進。

【実施スケジュール】

平成17年10月～ 一部の社会保険事務局におけるモデル事業の実施
平成18年度～ 本格実施

(これまでの状況)

- 市町村を經由して社会保険事務所に提出されている国民年金関係の届書等については、紙媒体で市町村から報告を受けてきた。

(今後の取組)

- 市町村を經由して提出される国民年金関係の届書等について、システム開発に係る費用対効果等を検証した上で、市町村から磁気媒体により報告を受けることについて検討。

【実施スケジュール】

平成17年度～ 市町村実態調査、費用対効果の検証

(これまでの状況)

- 健保・厚年の適用関係届書のうち6届書については、磁気媒体による届出が認められているが、磁気媒体での届出は全体の約9.6%の適用事業所にとどまっている。

(今後の取組)

- 当面、全体の15%以上の適用事業所から電子申請・磁気媒体での届出が行われるよう、利用促進に係る取組の検討・実施【平成17年度～】。

(8) 社会保険事務所の配置等の見直し

(到達目標)

- お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。



(これまでの取組)

- 既設の社会保険事務所から遠距離にある人口増加地域に、当該事務所の分室を設置。
(平成17年7月；呉社会保険事務所東広島分室、平成17年10月；千葉社会保険事務所茂原分室)
- 年金相談業務の急増、人員格差等の特有の問題が生じている首都圏において、これらの解消を図るため、首都圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）の社会保険事務局長を責任者とする「首都圏緊急対応プロジェクト」を設置（平成17年5月）。



(今後の取組)

- 首都圏においては、緊急の措置として、社会保険事務所等の配置のアンバランスを是正するため、管轄人口等を踏まえ、全国的な見直しに先行して、事務所の統合・分割等を実施【平成18年度～】。
- 平成20年度の新組織移行に併せて、社会保険事務所の配置の全国的見直しを検討・実施。



(今後の取組)

- 首都圏においては、国民年金被保険者の3分の1を抱えている状況を踏まえ、照会電話への効率的かつ迅速な対応等を図るため、都県単位で国民年金照会専用電話を設置【平成17年10月～】。

(9) 政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化

(到達目標)

- 政管健保公法人の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。

(これまでの取組)

- 被保険者に対する保健事業に関するアンケート調査を実施(平成17年3月)。

(これまでの取組)

- 医療費通知の際にレセプト開示の手続等のお知らせを実施(平成17年6月)。

(これまでの状況)

- 地域の特性に応じた医療費分析等の医療費適正化対策が必ずしも十分でない。

(これまでの取組)

- 社会保険オンラインシステムの中で、年金と健康保険のシステムを一体的に運用。

(今後の取組)

- 被保険者のニーズを踏まえ、生活習慣病予防対策を中心に、健診の受診者の拡大をはじめ、保健事業の充実を図る【平成17年度～】。

(今後の取組)

- 年1回、被保険者一人ひとりに対して、各種事業の内容についてわかりやすく記載した情報提供を実施【平成17年10月～】。

(今後の取組)

- 医療費分析・他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進【平成17年度～】。

(今後の取組)

- 医療のIT化に対応し、審査・支払機関からの電子データによるレセプトデータの受け取り等、健保システムの充実強化について検討。

【実施スケジュール】
平成17年度～ システムの充実方策について検討

(10) 企業における社会保険事務の支援

(到達目標)

- 企業において効率的に事務が実施されるための対応を推進する。



(これまでの取組)

- 健保・厚年の適用事業所において、社会保険事務に関し、相当期間の経験を有する者を社会保険委員に委嘱し、当該事業所の事業主及び被保険者等に対する指導及び相談業務を依頼。



(今後の取組)

- 被保険者等からの相談内容が複雑化・多様化していることを受け、社会保険委員に対して、リアルタイムでニーズに沿った情報を提供するとともに、双方向の情報交換(モニター調査等)が行えるよう、メールによる情報提供・交換体制を整備【平成18年度～】。



(これまでの取組)

- 労務・人事管理等を本社で一括している場合には、本社一括適用を認めている。



(今後の取組)

- 本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合でも、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることについて改めて明確化し、周知を行う【平成17年10月～】。

2. 年金制度の周知徹底

(1) 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

(到達目標)

- 創意工夫を凝らした年金広報・教育を推進し、国民の皆様の年金制度への理解を深める。

(これまでの取組)

- 新聞、雑誌等のメディアや市区町村等が発行する機関誌への広告掲載による広報とともに、チラシ等を作成し、通知書類に同封、戸別配布することによる広報を実施。
- 将来の年金制度を担う中学生・高校生に対する年金教育として年金セミナーを実施。
- 地域や学校等の実情に応じた効果的な年金教育を推進するため、各地方社会保険事務局に社会保険関係者及び教育関係者により構成される「年金教育推進協議会」を設置(平成15年度～)。

(今後の取組)

- 年金サービスに従事する全ての職員が、年金制度の意義・役割等を十分に伝えることができるよう、職員教育を徹底する【平成17年度～】。
- 国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説した「総合カタログ」や、国民の皆様の多様な関心事項に的確に回答することができる「目的別パンフレット」を作成し、全国展開を図る【平成17年10月～】。
- 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信と、子供向けのキッズページを作成し、わかりやすい広報を展開する【平成18年度～】。
- 年金受給者向けの「年金受給者のしおり」と同様、年金制度の仕組や必要な届出等について解説した「年金被保険者のしおり」を作成し、年金手帳の発送時に同封するなどして被保険者へ配布する【平成19年度～】。
- 全国の地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座(年金セミナー等)を定期的を開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施【平成17年度中に開始】。
- 中・高生を対象とした年金セミナーを順次拡大するとともに、大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金に係る専門知識を有する民間企業・団体を活用し、大学ごとに年金セミナーを開催する【平成17年度中に開始】。

(2)年金受給権等の確保のための取組の推進

(到達目標)

- 年金の受給権を確保するとともに、年金の低額化を防止する。

(これまでの状況)

- 加入期間の不足により老齢基礎年金の受給要件を満たしていない方及び満額受給の要件を満たしていない方については、本人の申出に基づき、一定期間国民年金への任意加入ができる。

(今後の取組)

- 年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金増加額を示すことにより、任意加入を勧奨することを検討【平成17年度中に検討】。

(これまでの取組)

- 全額保険料免除が適用された期間から9年目及び10年目となる追納期限直前の方について、追納勧奨状を送付。

(今後の取組)

- 追納勧奨の対象者について、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに対象とする【平成17年度～】。
- 追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の追納勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を対象に新たに実施【平成17年度～】。

3. 保険料収納率の向上

(1)「新たな保険料徴収モデル」の展開

(到達目標)

- 所得情報等を活用した未納者に対する効率的・効果的な納付督促を展開するとともに、「量」重視から「質と量」を重視した収納対策への転換を図る。

(これまでの取組)

- 社会保険事務所ごとに、年度別の行動計画を策定(平成16年10月に平成16年度行動計画を策定し、平成17年4月に平成17年度第1次行動計画の策定)
- 市町村から紙媒体による所得情報の取得を開始(平成16年10月)。
- 委託電話納付督促における接触率等の達成目標の導入(平成17年5月)。

(今後の取組)

- 市町村からの所得情報を電子媒体で取得し、未納者の属性に応じた効率的・効果的な対策を推進【平成17年度～】。
 - ①免除等の対象者層に対する免除勧奨の拡大
 - ②一定額以上の所得層に対する強制徴収の拡大
 - ③中間層に対する督促事蹟に基づく納付督促の徹底
 - 「質と量」を重視した、納付に確実に結びつける納付督促への転換
 - ・ 事務所別の督促業務ごとの効果率、寄与率等を踏まえ、平成17年度第一次行動計画を改訂
 - ・ 各種納付督促業務の連携の強化
 - ・ 接触率、面談率等の達成目標の設定による電話、戸別訪問等の質の向上
 - ・ 未納期間、年齢等の未納者の属性に応じた、催告状の内容等の工夫
 - ・ 民間委託の推進による督促業務の効率的な実施
- 【実施スケジュール】 平成17年度～ 所得情報の電子媒体での取得
平成17年10月 平成17年度第一次行動計画の改訂、「督促事蹟管理システム」の導入
- 首都圏においては、上記に加え、離職等による第2号被保険者等からの移行及び20歳到達による加入などを契機として、大量に発生する新規未納者に着目した対策を先行的に実施【平成17年10月～】。

(2) 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化

(到達目標)

- 強制徴収対象者の60万人への拡大及び徴収体制の抜本的な強化を図る。

(これまでの取組)

- 市町村から提供される所得情報をもとに、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさないと認められる未納者を選定し、強制徴収を実施(平成16年度;約3万人)する一方、免除対象と認められる未納者に対しては、免除制度の周知を実施(平成16年10月)。

(今後の取組)

- 市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充する。

【実施スケジュール】

- 平成17年度～ 所得情報の電子媒体での取得
- 平成17年度中 強制徴収の対象を10万人に拡大
- 平成18年度～ 強制徴収の対象の更なる拡大(体制を整備の上、60万人に拡大)

(これまでの取組)

- 国民年金推進員の段階的な増員により保険料収納体制を強化。
(平成14年度;1,858人 → 平成17年度;3,108人)

(今後の取組)

- 全国一律の給与体系を改め、活動実績評価に基づく成果主義的な給与体系を導入【平成17年10月～】。
- さらに、勤務実績が優秀な者について、国民年金推進員の指導、管理を担う国民年金推進員スーパーバイザーとしての登用を検討【平成18年度～】。

(3) 保険料を納めやすい環境整備の推進

(到達目標)

- 保険料を納めやすい環境づくりを推進し、収納率の向上を図る。
 - ・ 口座振替率(平成16年度末:37%)を平成19年度までにクレジットカード払いを含め、50%に向上させる。

(これまでの取組)

- 若年層のニーズ等を踏まえ、コンビニ(平成16年2月)、インターネット及び携帯電話等(平成16年4月)を活用した保険料納付を可能とした。

(今後の取組)

- クレジットカードによる国民年金保険料の納付について検討【平成18年度～】。

(これまでの状況)

- 口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められている。
- 種別変更により、第1号被保険者となる度に口座振替による納付の手続が必要。

(今後の取組)

- 年度途中において、口座振替による前納の申し出があった方については、年度途中から翌3月までの前納を可能とすることを検討。

【実施スケジュール】平成19年度 システム開発等
平成20年度 実施

- 併せて、口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図ることを検討。【実施スケジュール】平成19年度 システム開発等
平成20年度 実施
- 翌年度保険料額の確定時期に、前納の有利さのPRなど、口座振替の利用勧奨を徹底【平成18年2月～】。

(4) 民間委託の推進

(到達目標)

- 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。

(これまでの取組)

- 国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することを決定。
- 厚年・健保の未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として、5ヶ所の社会保険事務所で実施。(平成17年6月～)

(今後の取組)

- 国民年金保険料収納業務の市場化テストのモデル事業を5ヶ所の社会保険事務所で実施【平成17年10月～】。
- モデル事業の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、全国的な展開を目指してモデル事業の実施箇所数を段階的に拡大する【平成18年度～】。

(これまでの取組)

- 未納者に対する電話督促について外部委託を実施。
- 平成17年度から、電話納付督促業務の委託契約において、委託要領に未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。

(今後の取組)

- 電話納付督促業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬等の導入を検討【平成18年度～】。

(5) 免除申請手続の簡素化

(到達目標)

- 免除申請者の負担軽減を図るとともに、免除を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。



(これまでの状況)

- 国民年金保険料納付の免除を受けようとする場合には、毎年度、申請書の提出が必要。

(これまでの状況)

- 障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要。



(今後の取組)

- 全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入【平成18年7月～】。

(今後の取組)

- 法定免除に該当すると見込まれる方が、保険料納付の免除を希望する場合は、免除の届出手続を省略することを検討【平成17年度中に検討】。

(6)市町村・各種団体との連携・協力

(到達目標)

- 市町村及び各種団体との新たな連携・協力体制を確立する。



(これまでの取組)

- 平成13年度までは、国民年金保険料の収納については、市町村が行い、また、納付組織を通じた納付が行われていた。
- 平成14年4月から、国民年金保険料については、国が直接収納することとされ、コンビニやインターネットを利用した保険料納付を可能とし、保険料を納めやすい環境を整備するとともに、未納者に対する納付督促、強制徴収の実施など、各般の保険料収納対策を実施。



(今後の取組)

- 国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を図り、適用の適正化を図ることを検討【平成18年度～】。
- 市町村の協力の下に、市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納や口座振替の促進を図ることができる方策を検討【平成18年度～】。

(今後の取組)

- 商工会及び都道府県商工会連合会を国民年金法に規定する納付受託者に指定し、保険料収納業務の委託について、同意が得られた都道府県商工会連合会から順次実施【平成17年度～】。
- 受託した商工会は、商工会での窓口収納並びに経営指導員等の戸別訪問による納付案内、保険料収納及び口座振替の勧奨を実施【平成17年度～】。
- 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼【平成17年度～】。

(7)未適用事業所の適用の推進

(到達目標)

- 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する。



(これまでの取組)

- 原則として、従業員5人以上の事業所について呼出による加入指導、従業員20人以上の事業所について戸別訪問等による重点加入指導を実施(平成16年7月)。
- 平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大するとともに、加入指導を受けた後もなお加入の届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととした。



(今後の取組)

- 重点加入指導の対象を順次拡大するとともに、職権による適用についても、重点加入指導の進捗状況を踏まえながら、順次、対象の拡大を図る。
【実施スケジュール】 平成18年度～ 重点加入指導の対象を従業員10人以上の事業所に拡大

(8) 労働保険との徴収事務の一元化

(到達目標)

- 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。



(これまでの取組)

- 全国の社会保険事務所(312 か所)に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付等の事務を実施。
- インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付。



(今後の取組)

- 事務処理の運用によって措置可能な事項については、検討作業を急ぎ、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成 17 年度中に結論を得て、社会保険又は労働保険の制度改正に合わせて、可能なものから所要の措置を実施。
- 平成 18 年度から、以下の取組の実施を検討。
 - ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施
 - イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施
 - ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大
 - エ 事業所説明会開催時期の統一(3月又は4月に統一)

4. 予算執行の無駄の排除

(1) 予算執行・会計の見直し

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。

(これまでの取組)

- 競争入札又は企画競争の原則化(平成16年8月)、調達委員会の設置(平成16年10月)及び調達コスト削減目標数値の設定(平成17年3月)等により、予算執行の透明性を確保。

(今後の取組)

- 予算の積算と決算が連動して検証できるよう、予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類するとともに、執行結果を予算要求に反映させる【平成18年度予算要求～】。

(これまでの取組)

- 社会保険庁全体で共通の事業単位コードを設定し、社会保険事務所における事業単位ごとの予算の執行状況について把握できる仕組みを構築(平成16年10月)。

(今後の取組)

- 事業単位コードを適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理に活用することにより、職員のコストに対する意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討するため、事業目標の達成状況とコストの相関関係の分析を実施【平成17年度～】。

(これまでの状況)

- 現在、社会保険庁は、厚生保険特別会計(政管健保事業に係る収支を経理する健康勘定を含む。)、国民年金特別会計、船員保険特別会計の3特別会計を管理。

(今後の取組)

- 政府管掌健康保険の分離、年金運営新組織の設立を踏まえた特別会計の見直しを実施【平成20年度～】。

(2) 社会保険オンラインシステムの刷新

(到達目標)

- システムの刷新、調達方式の見直し等により、システム関連のトータルコスト（初期コスト＋ランニングコスト×耐用年数）の低減及び業務運営の合理化を図る。



(これまでの取組)

- 社会保険オンラインシステム刷新可能性調査の実施（平成16年1月～平成17年3月）。
- 社会保険業務に係る業務・システムの見直し方針の策定（平成17年6月）。



(今後の取組)

- 平成17年度中に策定する最適化計画に基づき、以下の取組を実施し、オンラインシステムの刷新を図る【平成18年度から平成22年度まで】。
 - ・ サーバを中心とした柔軟性のあるシステム構成への刷新、コンピュータセンター（3カ所）の機能統合などによりシステム運用経費を削減。
 - ・ 原則、一般競争入札による調達、ハードウェア・ソフトウェアの分離調達などにより費用構造の透明性を確保。
 - ・ システム部門の組織強化、システム調達に関する専門知識の共有、業務研修の充実により管理運営機能を強化。
 - ・ バックアップセンターの設置や個人情報保護対策などにより安全性・信頼性を確保。

5. 個人情報保護の徹底

(到達目標)

- 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。



(これまでの取組)

- 職員毎のカード番号固定化(平成16年7月)及び本人識別のためのパスワードの登録(平成16年10月)。
- 職員の被保険者記録へのアクセス内容についての監視体制の整備(平成17年3月)。



(今後の取組)

- 過去に業務外閲覧を行った職員については、詳細な調査の上、厳正な処分を行うとともに、全職員を対象とした研修を継続的に実施するなど、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場の実現に向けた取組を実施【平成17年度～】。

6. 意識改革の徹底

(到達目標)

- すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

(これまでの状況)

- 現行の国家公務員制度においても、能力、実績に基づく人事評価を行い、給与処遇や昇進管理等に反映することができる制度となっているが、十分な運用が行われてこなかった。

(これまでの状況)

- 各地方社会保険事務局間及び各社会保険事務所間の競争を促す取組が不十分。

(これまでの取組)

- 社会保険大学校における集合研修として、新規採用者、採用後3年目の若手職員、採用後7～10年目の中堅職員等を対象とした職務階層別研修及び一定の業務に携わる職員を対象とした業務別研修を実施。

(今後の取組)

- 現行制度を十分に活用し、民間企業的な能力主義・実績主義に立った新たな人事評価システムを導入。一定職以上の者を対象として、平成17年度下半期に試行的に実施した上で、平成18年度から本格実施し、さらに、平成19年度までに全職員を対象として本格実施。

(今後の取組)

- 主要な事業の取組状況について、逐次、組織内で公表するとともに、事務局・事務所ごとの年間の事業実績を評価し、高い実績を挙げたものについて長官表彰を行う「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。

【実施スケジュール】

平成18年7月 17年度の取組の公表及び長官表彰

(今後の取組)

- 社会保険事業の中で重要課題となっている年金相談などの業務に携わる職員を中心として、業務知識等のレベルアップを図る観点から、通信研修を段階的に実施【平成18年度～】。
- 家庭の事情等により、大学校における集合研修への参加が困難な中堅職員を対象に、通信研修を実施【平成17年度中に開始】。

「業務改革プログラム」に基づく取組のスケジュール

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国民サービスの向上				
お客様の声に対応したサービスの改善	17.3～ 定期的な「お客様満足度調査」の実施			
	18年度～ 民間の調査機関による窓口サービス実態調査の実施			
年金相談体制及び年金個人情報提供等の充実	17.10～ 中央年金相談室の相談体制の拡充及び年金電話相談センターのネットワーク化			20.4 総合コールセンターの整備
	各種通知書類等の見直し(随時)	18年度～ モニター調査		
	地域によって様式が異なっている届書の統一化(～18年度)			
	18年度～ 被保険者期間中間点通知(35歳通知)			20.4～ ポイント制の導入
	17.1～ インターネットによる年金個人情報提供	18.3～ インターネットによる被保険者記録の即時提供	19.3～ インターネットによる年金見込額の即時提供	
相談業務の質の向上	17年度中～ 社会保険労務士、ファイナンシャルプランナーに対する年金相談研修の実施			
	17年度～ 年金相談員のスキルに応じた研修等の実施			
被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底	18.2～ 重複付番の解消及び過去記録の整理を推進するための体制強化			
	17.10～ 市町村との協力・連携による対象市町村内のすべての被保険者の加入記録の整備の実施			
	18年度～ 住民基本台帳ネットワークを活用した被保険者等の記録管理の推進を検討			
事務処理の迅速化	17年度～ 「サービススタンダード」の設定・達成状況の公表等			
	17年度中～ 障害年金の事務処理方法の見直しの検討			
事務処理の標準化	18年度～ 全国的に統一された「業務マニュアル」の作成			
事務処理の効率化	17年度～ 入力業務の外部委託の推進			
	18年度～ 健康保険給付関係18届書、年金給付関係15届書の入力業務についても外部委託化を推進			
	17年度中～ 市町村経由の国年関係届書の磁気媒体化についての実態調査及び費用対効果の検証			
社会保険事務所の配置等の見直し	17年度中～ 健保・厚年の適用関係届書の電子申請・磁気媒体届の推進			
	18年度～ 首都圏における社会保険事務所等の拠点の見直し			20年度 全国の見直しの検討・実施
	17.10～ 首都圏における国民年金電話照会の集約化			

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化	17年度～ 健診受診者の拡大等、保健事業の充実			
	17.10～ 毎年、被保険者に対して、各種保健事業の内容についての情報提供を実施			
企業における社会保険事務の支援	17年度～ 地域の実情に応じた効果的な保健事業の取組			
	17年度中～ 健保システムの強化充実の検討			
	18年度～ 社会保険委員への電子メールによるリアルタイムな情報提供			
	17.10～ 本社における社会保険の適用手続の周知			
年金制度の周知徹底				
創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施	職員に対する年金教育の徹底(随時)			
	17.10～ 国民年金のメリット等について分かりやすく解説した「総合カタログ」や「目的別パンフレット」の作成			
	17年度中～ 地方社会保険事務局主催の公開講座(年金セミナー等)の開催			
	17年度中～ 大学における「年金セミナー」の開催			
	18年度～ 社保庁ホームページにおける「ネット番組」、「キッズページ」の作成			
	19年度～ 「年金被保険者のしおり」の配布			
年金受給権等の確保のための取組の推進	17年度中～ 年金満額受給の要件を満たしていない方を対象とする任意加入の勧奨の検討			
	17.8～ 追納勧奨対象者の拡大及び勧奨時期の見直し			
保険料収納率の向上				
「新たな保険料徴収モデル」の展開	17.8～ 所得情報の電子媒体による取得・「新たな保険料徴収モデル」の全国展開			
強制徴収の拡大及び徴収体制の強化	17年度 強制徴収を10万人に実施	強制徴収の規模を段階的に拡大(→60万人)		
	17.10～ 国民年金推進員について成果主義的な給与体系を導入			
	18年度～ 国民年金推進員スーパーバイザーの登用			
保険料を納めやすい環境整備の推進	18年度中～ クレジットカードによる国民年金保険料納付			
	18.2～ 口座振替の利用勧奨の徹底			20年度～ 口座振替制度の利便性の向上

事項	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
民間委託の推進		17. 10～ 市場化テストモデル事業(国年保険料収納事業)の実施	18年度～ モデル事業の実施箇所の段階的拡大	
免除申請手続の簡素化			18年度～ 国年の電話納付督促委託契約への成功報酬等の導入	
市町村・各種団体との連携・協力			18. 7～ 免除申請手続の簡素化	
未適用事業所の適用の推進		18年度中～ 市町村国保との連携による加入勧奨 18年度中～ 市町村による他の公金と併せた国年保険料の収納		
労働保険との徴収事務の一元化	17年度 法律改正事項の検討	17年度中～ 同意の得られた都道府県から順次、商工会へ保険料収納業務を委託	18年度～ 重点加入指導の対象を従業員10人以上の未適用事業所へ拡大	
予算執行の無駄の排除				
予算執行・会計の見直し		18年度予算要求～ 予算積算と決算との連動した検証・執行結果の予算要求への反映		
		17年度～ 事業コストの管理・分析及び効率的なコスト配分の実施		20年度 新組織にふさわしい特別会計の構築
社会保険オンラインシステムの刷新	見直し方針の策定(～17. 6)	最適化計画の策定(17. 7～18. 3)	18年度～ オンラインシステムの最適化計画の実施	
個人情報保護の徹底				
	17年度～ 個人情報保護の徹底			
意識改革の徹底				
		18年度～ 新人事評価システムの導入(一定職以上の者を対象)	(19年度～ 全職員を対象)	
	17年度～ 事務局・事務所グランプリの実施			
	17年度中～ 職員の通信研修の段階的実施			

セカンドステージにおける業務改革(120 項目)の全体像について

○ 平成20年度の新組織の発足に向け、

・ 「緊急対応プログラム」に基づく45項目の取組

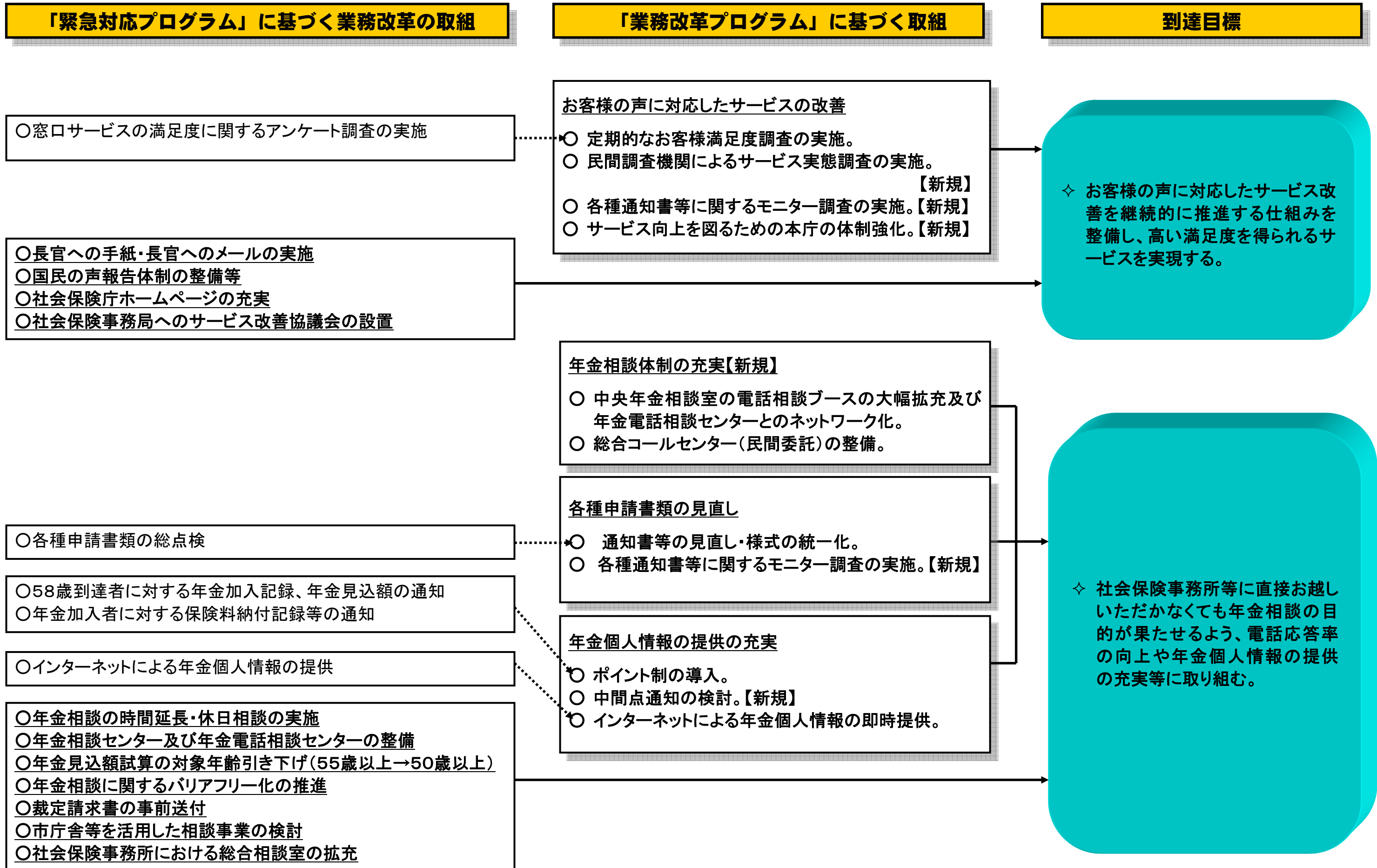
・ 「業務改革プログラム」に基づく75項目の取組

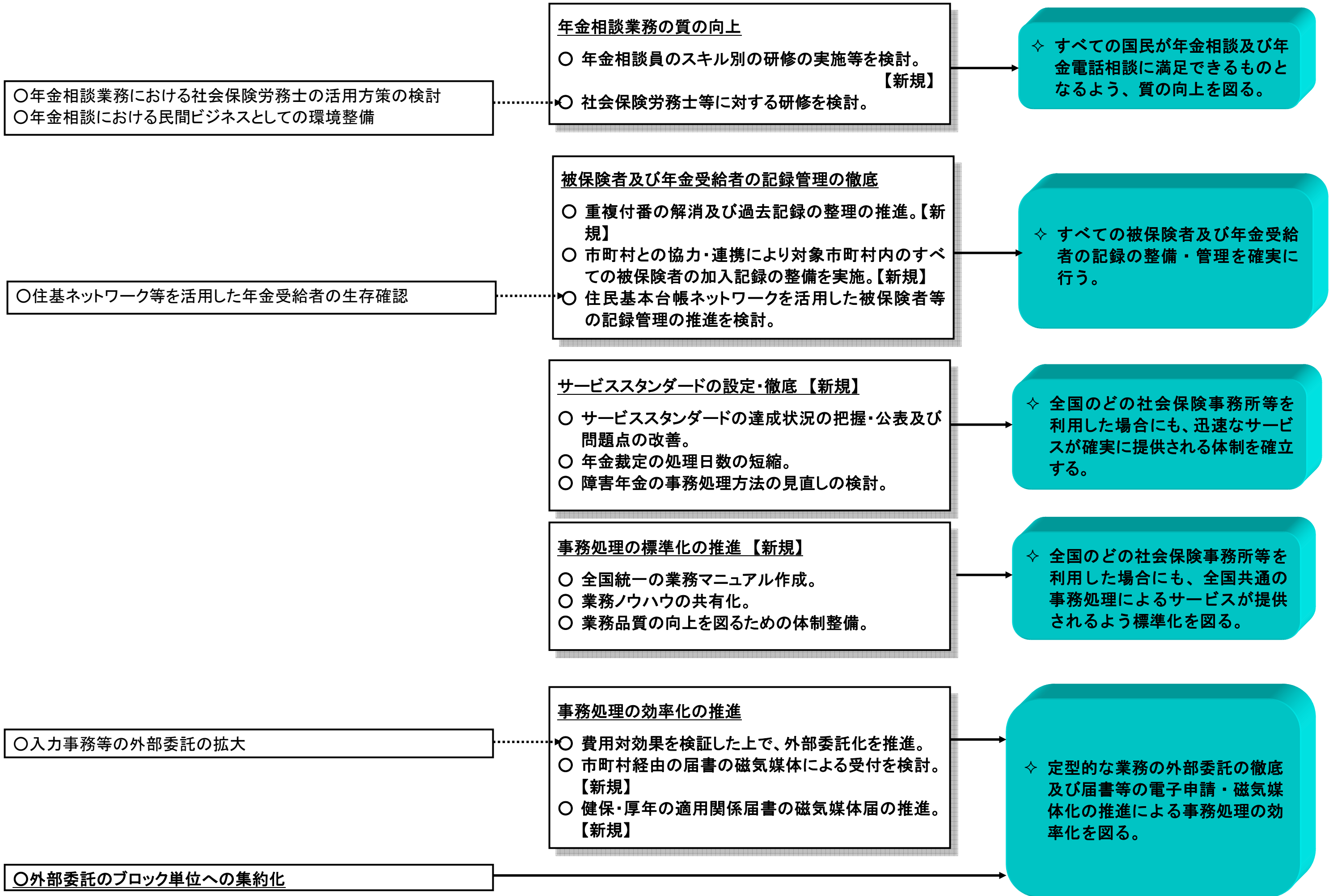
を通じて、業務改革を推進。

「緊急対応プログラム」の具体化・発展型の取組 33項目

新規の取組 42項目

1. 国民サービスの向上 ～「行政のトップランナー」を目指した取組を推進～





○事務所等の拠点配置の順次見直し

社会保険事務所の配置等の見直し

- 首都圏における事務所の統合・分割等を実施。
- 事務所の配置の全国的見直しの検討・実施。
- 首都圏内の都県へ国民年金照会専用電話を設置。
【新規】

○人員配置の地域間格差の是正

◇ お客様の利便性の向上と効果的な業務の展開を図るため、社会保険事務所の配置等の見直しを行う。

○政管健保の被保険者に対する健康診断の実施方法の見直し

○レセプト開示の推進

政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化

- 健診受診者の拡大等の保健事業の充実。
- 被保険者への情報提供の充実。
- 地域の実情に応じた効果的な保健事業の取組。
【新規】
- レセプトの電子データでの受け取り等の検討。【新規】

◇ 政管健保公法人の設立を見据え、保険者機能の強化を図り、地域の状況や利用者の声を反映した効果的な保健事業や情報提供の充実など被保険者サービスの向上を図るとともに、新たな事務処理体制の基盤を構築する。

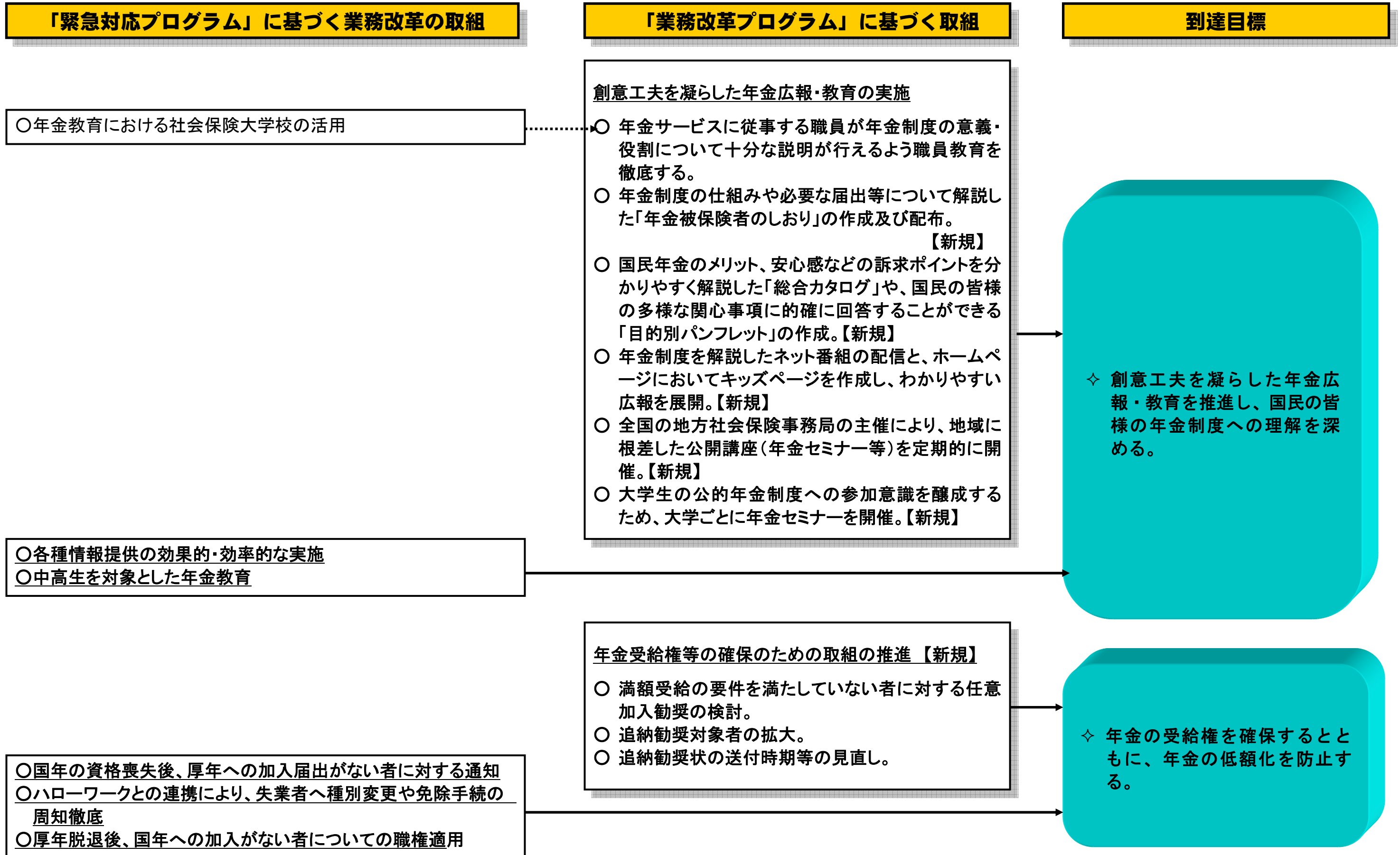
○レセプト点検の効果的な手法の検討

企業における社会保険事務の支援【新規】

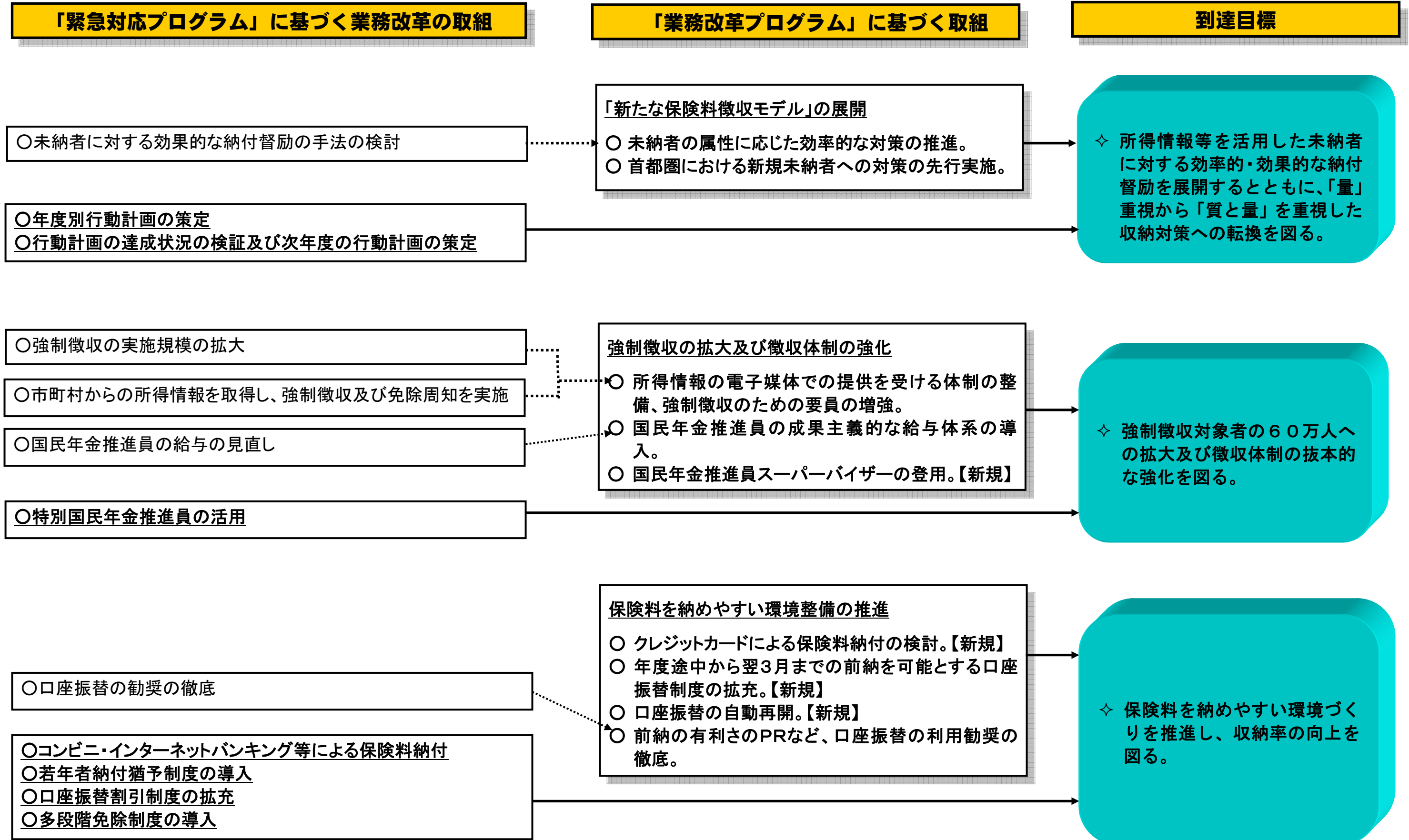
- 社会保険委員へのリアルタイムな情報提供。
- 本社における社会保険の適用手続の周知。

◇ 企業において効率的に事務が実施されるための対応を推進する。

2. 年金制度の周知徹底 ～保険料を納得して納めていただくための取組を推進～



3. 保険料収納率の向上 ～「国民年金保険料収納率80%」を目指した取組を推進～



○コア業務以外の業務に関する外部委託の拡大

民間委託の推進

- 市場化テストモデル事業の実施。
- 市場化テストモデル事業の実施箇所の段階的な拡大。
- 電話納付督促委託契約の成功報酬等の導入。
【新規】

◇ 民間のノウハウとの組み合わせにより、効率的で質の高い業務の実現を図る。

免除申請手続の簡素化【新規】

- 全額免除対象者等の免除手続の簡素化。
- 法定免除該当者の自動免除手続の検討。

◇ 免除申請者の負担軽減を図るとともに、免除を受けることが可能な者の申請漏れを防止する。

○関係省庁、自治体、各種団体等との連携の下での納付率向上の加速化

○商工会等への保険料収納の委託

市町村・各種団体との連携・協力

- 国年と国保の被保険者資格情報の相互提供を検討。
- 市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納や口座振替の促進を図ることができる方策を検討。
- 商工会を納付受託者に指定し、受託した商工会は、商工会での窓口収納、戸別訪問による納付案内、口座振替の勧奨を実施。
- 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼。

◇ 市町村及び各種団体との新たな連携・協力体制を確立する。

○厚年・健保の未適用事業所への加入指導の強化

未適用事業所の適用の推進

- 重点加入指導、職権適用の対象の順次拡大。

◇ 厚生年金・健康保険の未適用事業所について、厳格・適正な適用を推進し、保険料負担の公平性を確保する。

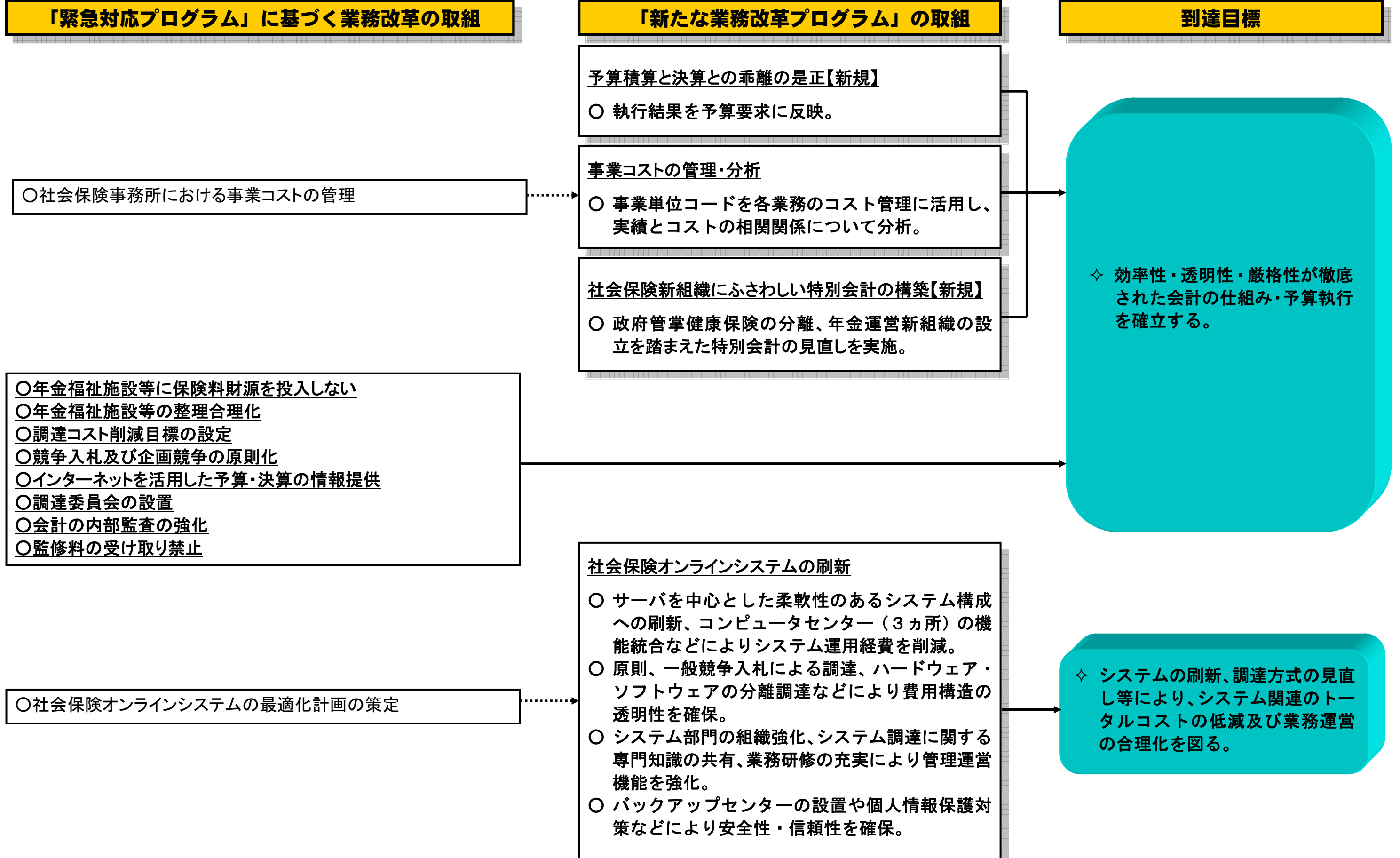
○労働保険との徴収事務の一元化

労働保険との徴収事務の一元化

- 可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項について平成17年度中に結論を得る。
- 平成18年度から、以下の取組の実施を検討。
 - ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施
 - イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施
 - ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大
 - エ 事業所説明会開催時期の統一（3月又は4月に統一）

◇ 労働保険との徴収事務の一元化を推進する。

4. 予算執行の無駄の排除



5. 個人情報保護の徹底

「緊急対応プログラム」に基づく業務改革の取組

- 職員毎のカード番号の固定化
- 本人識別パスワードの導入
- 氏名索引照会処理へのアクセス制限

- 被保険者記録へのアクセス内容の監視

- 社会保険庁電子計算機処理データ保護管理規程の見直し

- 個人情報に関する業務の委託先の選定、業務監督等の厳格化

- 開示請求窓口設置等の体制整備

「業務改革プログラム」に基づく取組

個人情報保護の徹底

- 過去に業務外閲覧を行った職員については、詳細な調査の上、厳正な処分を行うとともに、全職員を対象とした研修を継続的に実施するなど、個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場の実現に向けた取組を実施。

到達目標

- ◇ 個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現する。

6. 意識改革の徹底

「緊急対応プログラム」に基づく業務改革の取組

○各事務局、事務所ごとの事業実績の公表による競争の促進

「業務改革プログラム」に基づく取組

人事評価システムの導入【新規】

○ 現行制度を十分に活用し、民間企業的な能力主義・実績主義に立った新たな人事評価システムを導入。

社会保険事務局・事務所グランプリの実施

○ 主要な事業の取組状況について、「社会保険事務局・事務所グランプリ」を実施。

通信研修の導入【新規】

○ 年金相談などの業務に携わる職員を中心として、通信研修を段階的に実施。
○ 家庭の事情等により、大学校における集合研修への参加が不可能なものへの通信研修を実施。

○内部改善提案制度の創設
○職員行動規範の策定及び徹底
○本庁と地方庁の人事交流の拡大
○地方職員の本庁ポストへの登用
○職員研修の体系及びカリキュラムの抜本的な見直し

到達目標

◇ すべての職員が改革意識を有する組織を実現する。

7. 組織内部の改革

「緊急対応プログラム」に基づく取組

- 社会保険事業運営評議会の設置
- 経済界の協力による顧問、プロジェクトリーダー等の配置
- 内部通報制度の導入及びコンプライアンス委員会の設置
- 社会保険事業計画の見直し
- 年金の給付誤り等の事例の適切かつ迅速な公表

「業務改革プログラム」に基づく取組

到達目標

◇ 内部統制（ガバナンス）の確保された組織を実現する。

<※今後、年金運営新組織の具体的な在り方について検討>